

令和6年度第1回 秋田県地域職業能力開発促進協議会
議事次第

日時: 令和6年11月12日(火)

13:30~15:15

場所: アキタパークホテル2F

1 秋田労働局長あいさつ

2 委員紹介

3 会長選出

4 議 題

(1) 「令和6年度秋田県地域職業訓練実施計画」関係報告
・ 地域におけるリスキングの推進事業関係

資料No. 1

(2) 令和5年度第2回地域協議会の協議状況等について

資料No. 2

(3) 公的職業訓練効果検証ワーキンググループ報告について

資料No. 3

(4) 公的職業訓練の実施状況と課題（訓練ニーズを含む）について

資料No. 4

(5) 教育訓練給付制度における地域ニーズの把握等について

資料No. 5

(6) 令和7年度秋田県地域職業訓練実施計画の策定方針について

資料No. 6

5 意見交換

6 閉会

議題（1）

「令和6年度秋田県地域職業訓練実施計画」関係報告 ・ 地域におけるリスキリングの推進事業関係

<資料目次>

- 1 地域におけるリスキリングの推進に関する地方財政措置……………P1
- 2 令和6年度 秋田県地域職業訓練実施計画より……………P2
※令和6年度地域リスキリング推進事業(秋田県実施)を報告

地域におけるリスクリングの推進に関する地方財政措置

○ 地域に必要な人材確保(中小企業、農林水産、介護等)のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に要する経費に対して令和5年度より特別交付税措置(措置率0.5)を講ずる。

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する、

①経営者等の意識改革・理解促進、②リスクリングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスクリング支援

※ 地域職業訓練実施計画(職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画)に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 **令和8年度まで(「人への投資」パッケージの終了年度と同様)**

地方(対象事業例)

①経営者等の意識改革・理解促進

- 経営者向けセミナー開催
 - 産学官のリスクリング協議会の設置・運営
 - 経済団体等のリスクリング支援に関する理解促進
- 等

②リスクリングの推進サポート等

- 専門家・アドバイザー派遣による企業のリスクリング計画策定支援
 - 相談窓口によるワンストップ支援
 - 地域の支援人材不足解消のためのリスクリング推進人材育成
- 等

③従業員の理解促進・リスクリング支援

- 従業員向けセミナー開催
 - 従業員向け短期講座開催
 - 資格試験経費助成
- 等

国

リスクリングに関する支援

- 人材開発支援助成金
 - 教育訓練給付制度
 - 公的職業訓練
- 等

リスクリングの推進

(参考) 地域職業能力開発促進協議会

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証、その他の職業能力の開発・向上の促進のための関係機関の取組の協議等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

- ①都道府県労働局
 - ②都道府県
 - ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
 - ④職業訓練・教育訓練実施機関(専門学校・各種学校・高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等)
 - ⑤労働者団体
 - ⑥事業主団体
 - ⑦職業紹介事業者(団体)又は特定募集情報等提供事業者(団体)
 - ⑧学識経験者
 - ⑨その他協議会が必要と認める者(例:デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等)
-主催

令和6年度 秋田県地域職業訓練実施計画より(該当項目抜粋)

(4) 地域におけるリスキリングの推進に関する事業

デジタル化やカーボンニュートラルなどビジネス環境の変化により、企業等が新たな知識やスキルを持つ人材を求めらる中で、その価値を最大限に引き出す、「人への投資」の必要性が高まっている。

特にリスキリング機会の提供は、労働者のキャリアアップや企業の生産性・賃金水準の向上につながることを期待されることから、労働者の主体的な職業能力開発の推進とデジタル・グリーン等成長分野など今後の本県産業を担う人材を育成するため、リスキリング支援の事業に引き続き取り組む。

なお、令和6年度に実施する地域リスキリング推進事業については、実施地方公共団体名・事業名・事業概要等を記載した一覧を令和6年度に開催される地域職業能力開発促進協議会に報告する。



○令和6年度地域リスキリング推進事業 (秋田県実施)

事業名	事業概要	実施主体	対象者	R6事業費 (千円)	
				総事業費	対象事業費
人材投資促進事業	在職者等の新たな知識やスキルの習得を図るため、基礎的な資格の取得から高度な内容までを学ぶことができるeラーニング講座を提供する。 ※主な講座 基礎：PCスキル、各種資格取得(日商簿記、宅建、ITパスポート等)等 高度：DX・デジタル技術、プログラミング、Webデザイン等	秋田県	民間企業 在職者等	10,757	7,032

議題（2）

令和5年度第2回地域協議会の協議状況等について

<資料目次>

- 1 令和5年度第2回秋田県地域職業開発促進協議会【概要】……………P1
- 2 令和5年度第2回秋田県地域職業能力開発促進協議会における
委員提案および取組状況一覧……………P2
- 3 オンライン助成金説明会について……………P3

1 令和5年度第2回秋田県地域職業能力開発促進協議会【概要】

【開催状況】	○日時	令和6年3月21日（木）	10:00～11:45
	○場所	アキタパークホテル2F	

【主な提案内容】

(1) 秋田県地域職業能力開発促進協議会設置要綱の改正について

(2) 令和5年度第1回地域職業能力開発促進協議会・協議状況について

(3) 令和6年度秋田県職業訓練実施計画（案）について

◆在職者訓練／人材開発支援助成金の活用事例の周知が必要

◆労働局でWeb広告の活用が可能か調べてほしい。

Web広告の対象を誰にするか、地域をどこにするか可能性についても検討いただきたい。 等

(4) 教育訓練給付制度の指定講座拡大について

◆離職者に対しては、職業訓練校などでしっかり取り組めてきたが、在職者訓練への対応が不足している。

デジタル対応、外国人対応など将来的な観点から、その受け入れができる通信講座を考えるべきである。

◆福祉人材に関する資格を取得する講座が少ないと感じる。ニーズに応じて可能なものは追加してほしい。

◆可能であれば、受講者数や給付額が少ないことの分析を行ってほしい。 等

(5) 公的職業訓練の実施状況及び訓練ニーズ等について

◆IT分野の訓練について、製造業など様々な業種に応じてどれくらいのレベルを求めているか、アンケート等による実態調査を通じて企業ニーズをしっかりと調査して、7年度計画に向けて取り組んでほしい。

(6) ワーキンググループにおいて効果検証する訓練分野について

◆介護分野の検証でよいが、トラック運転手不足について、資格取得しても秋田県の賃金が追いつかないことで、県外流出にもつながっている。2024年問題も含めトラック運転手も検証してほしい。

2 令和5年度第2回秋田県地域職業能力開発促進協議会における委員提案および取組状況一覧

番号	項目	委員提案	取組状況	資料
1	在職者訓練関係	人材開発支援助成金の活用事例を様々な人たちに知っていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・経済団体等を通じて事業主へ周知（県と労働局連携） ・<u>助成金説明会を開催し、活用事例を含めて説明。</u> ・SNS等を活用した広報に取り組んでいる。 	資料No.2 P.3 (次ページ)
2	企業ニーズの把握	IT分野の訓練について、製造業など様々な業種に応じてどれくらいのレベルを求めているか、アンケート等による実態調査を通じて企業ニーズをしっかりと調査して、7年度計画に向けて取り組んでほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークによる<u>事業所訪問や求人受理時において企業ニーズを日常的に把握</u>しており、その内容を集約するとともに、県雇用労働政策課及び機構秋田支部と情報共有。 	資料No.4 P.11~ 14
3	教育訓練給付制度	離職者に対しては、職業訓練校などでしっかり取り組めてきたが、在職者訓練への対応が不足している。デジタル対応、外国人対応など将来的な観点から、その受け入れができる通信講座を考えるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・在職者への支援をとりまとめ、関係機関に周知する。 ・語学やIT分野の通信講座は県外教育機関を活用する者が多いが、県内大学や専門学校等を訪問して、<u>デジタル対応を含め講座指定申請の勧奨を行った。</u> 	資料No.5 P.8 ~11
4		外国語やITパスポートも重要である。		
5		外国語であれば、国際教養大学などへ講師をお願いすることも考えられる。各種学校協会からの出席がないことから、今日の内容を伝えていただきたい。		
6		福祉人材に関する資格を取得する講座が少ないと感じる。ニーズに応じて可能なものは追加してほしい。		
7		大学も民間教育機関も講座が指定されたら、しっかり周知することが大事である。		
8	可能であれば、受講者数や給付額が少ないことの分析してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育訓練給付制度に関する意向調査を実施した。</u> ・<u>局HPやSNSを有効に活用するなど広報の充実により、事業主団体や求職者に向けて利用促進を行った。</u> 	資料No.5 P.8 ~11	
9	広報関係	労働局でWeb広告の活用が可能か調べてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・Web広告に必要な経費や効果を踏まえて<u>予算確保。</u>現在、仕様書を定め取組を進めている。 	資料No.4 P.15
10		Web広告の対象を誰にするか、地域をどこにするか可能性についても検討いただきたい。		
11	その他 (労働条件等)	トラック運転手不足について、資格取得しても秋田県の賃金が追いつかないことで、県外流出にもつながっている。2024年問題も含めトラック運転手も検証してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・賃上げに活用できる助成金の周知に取り組んだ。 ・<u>助成金説明会を開催し、活用事例を含めて説明。</u> 	資料No.2 P.3 (次ページ)

3 オンライン助成金説明会について

- ハローワークシステム・求人者マイページへ助成金活用や助成金説明会の案内を送信し広く周知。
- 助成金活用につながったケースや、定期的な開催を望む声があるなど、開催の効果があった。

○令和6年9月6日13:00～15:00(51社参加)

参加人数！

定員80社

人材育成と処遇改善(賃上げ等)

秋田労働局 助成金説明会

企業内における労働者のキャリアアップ(賃上げ及び処遇改善など)や、キャリア形成(人材育成)を行い、企業の持続的な発展と生産性向上を目指しませんか。

県内企業・事業所の方が対象です

令和6年9月6日(金)

オンライン開催!(Zoom)

※受講に必要なPC等端末及び通信料は受講者の負担となります。
※各社接続するPC等端末は1台までです。ご協力ください。

●スケジュール

13:00~13:10	(1)主催者挨拶と本日の流れ説明	
13:10~13:40	(2)業務改善助成金	生産性向上に資する設備投資等を行い、一定額以上の賃金を引き上げた場合にその設備投資などの費用の一部を助成
13:40~14:30	(3)キャリアアップ助成金	正社員化コース及び社会保険適用時処遇改善コース
14:30~14:40	(4)人材開発支援助成金	人材育成支援コース 人への投資促進コース
14:40~15:00	(5)県の奨励金等	秋田県就業氷河期世代正規雇用奨励金 秋田県若年女性正規雇用奨励金 秋田県リスキリング促進奨励金

参加申込み方法

下記予約フォームよりお申込みください。登録後、参加いただくのに必要な「ミーティングID」「パスワード」が自動送信されます。
https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou05/202408_01_kunrenka
 ※申込期限は開催日の1週間前までとなります。
 また、定員数に達した場合は、申込みを打ち切らせていただきます。

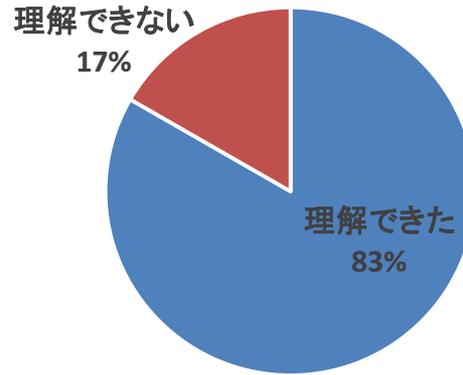
お問い合わせ先

秋田労働局職業安定部訓練課 ☎018-883-0006

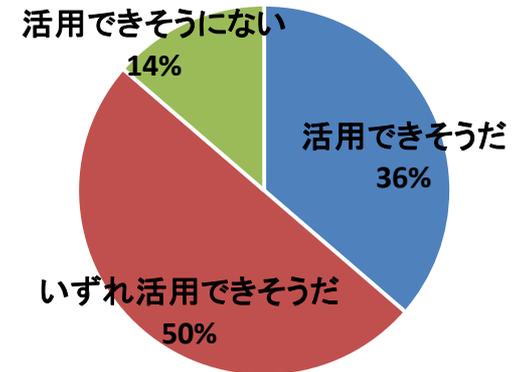
アンケート集計結果

*アンケート回答24社

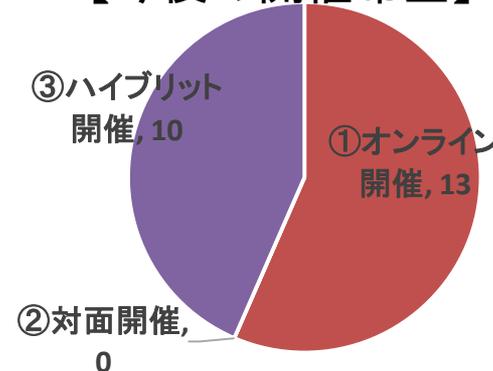
【理解度】



【活用見込】



【今後の開催希望】



議題（3）

公的職業訓練効果検証報告について

<資料目次>

1	効果検証まで経緯・課題等	P1
2	効果検証を行う介護分野について(前回協議会資料より)	P2～3
3-1	効果検証の目的・検証手法等(ヒアリング)	P4
3-2	効果検証の目的・検証手法等(アンケート)	P5
4-1	ヒアリング等実施結果概要(1)～訓練内容の充実	P6
4-2	ヒアリング等実施結果概要(2)～就職支援	P7
4-3	ヒアリング等実施結果概要(3)～受講者確保	P8
5-1	アンケート実施結果概要～介護人材不足・訓練周知(1)	P9
5-2	アンケート実施結果概要～介護人材不足・訓練周知(2)	P10
5-3	アンケート実施結果概要～高齢者の介護現場就業	P11
5-4	アンケート実施結果概要～訓練内容に望むこと	P12
6	ヒアリング結果等に基づく効果検証結果	P13
参考	厚生労働省HPより～ハロートレーニングの運営や事務手続等に関するご意見・ご要望	P14
参考	ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望を聴取する仕組みの創設	P15

1 効果検証までの経緯・課題等

【効果検証までの経緯】

令和5年度 第2回秋田県地域職業能力開発促進協議会（令和6年3月21日）において、
公的職業訓練効果検証ワーキンググループが効果検証を行う訓練分野を「介護分野」に決定

- ・ 令和6年6月10日 第1回公的職業訓練効果検証ワーキンググループ開催
- ・ 令和6年7月16日 第2回公的職業訓練効果検証ワーキンググループ開催
- 令和6年7月～9月 効果検証ヒアリング実施及び意識調査（アンケート）の実施
- ・ 令和6年10月21日 第3回公的職業訓練効果検証ワーキンググループ開催



【第1～2回秋田県地域職業能力開発促進協議会で示された課題や提言等】（参考）

- ・ 介護ロボットを導入している事業所や、工夫している事業主、訓練実施機関について色々検証し、どうすれば介護訓練が受講しやすくなるのか、訓練修了後、就職しやすくなるのか調べていただきたい。
- ・ 看護、介護、建設・製造業はそもそも離職者が集まらない。在職者訓練も考えていかなければいけない。



2 - 1 効果検証を行う介護分野について（前回協議会資料より）

1 現状と課題

(1) 高齢化と介護分野の人手不足

秋田県は高齢化率と人口減少率が全国一位であり、将来、高齢者1人を0.9人の現役世代が支える人口構造となることが見込まれ、介護人材の確保が重要な課題となっている。

一方、秋田県における令和6年1月末現在の介護関連職種の常用有効求人倍率は2.84倍（全職種1.27倍）と人手不足が深刻な状況となっている。

このような中、人手不足を補うため未資格者を採用してから資格取得させる事業所も増えており、採用を急ぐことで求人・求職者双方にとって職業訓練を効果的に活用しづらい状況となっている。

(2) 介護分野の職業訓練の受講者減少

有効求人倍率の高率での推移により、職業訓練を経ずに早期就職が可能であることによる受講申込数の減少に加え、申込数減少によるコースの開講中止も増加している（令和5年度は12コースが開講中止（2月末現在。））。

これらにより、介護分野の職業訓練受講者数は前年度から大幅に減少し、令和6年2月末現在で89人となっている（前年同期136人から47人の減少。）。

中止コースの受講申込者のうちには、やむをえず他職種へ就職希望を変更する者もあり、受講希望者の減少が希望者の介護分野への就職機会を逃すという悪循環にもつながっている。安定的な訓練実施にも受講者確保は欠かせないものとなっている。

また、ハローワークにおいては、受講案内に対して、介護分野の就職に対する消極的な印象のほか、訓練内容に対して年齢的に困難度が高いと感じる高齢者の声も寄せられている。

介護分野での就業に係る求職者の正確な理解の促進に加え、秋田県内のハローワークの求職者に占める55歳以上の高齢者の占める割合は37.0%に上っている中、高年齢層を含めた幅広い年齢層の受講者の確保が必要である。

2-2 効果検証を行う介護分野について（前回協議会資料より）

2 検証する訓練分野と検証内容

(1) 検証分野

介護分野

(2) 検証内容

求職者の介護分野での就業に係る印象を踏まえた受講促進の方法について検証するとともに、求人者・求職者それぞれのニーズを確認し、訓練内容に係る課題について検証する。

3 検証方法

- ・求職者へのアンケート調査（例：介護への興味、受講したい訓練内容）
 - ・介護事業所へのアンケート調査（例：希望する訓練内容）
 - ・訓練施設へのアンケート調査（例：訓練実施に係る課題、受講者確保の工夫）
- ※アンケートに合わせてヒアリングも実施する。

3 - 1 効果検証の目的・検証手法等（ヒアリング）

【目的】～公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領より

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングを含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

【WGの構成員及び検証手法】

- (1) 秋田県（訓練実施機関へのヒアリング）
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構秋田支部（訓練実施機関へのヒアリング）
- (3) 秋田労働局・ハローワーク秋田（訓練修了者及び訓練修了者を採用した企業へのヒアリング）

【主なヒアリング内容】

(1) 訓練実施機関へのヒアリング

①訓練実施における工夫点。②キャリアコンサルティング状況。③訓練実施にあたっての国への要望や改善要望等

(2) 訓練修了者へのヒアリング

①訓練内容のうち、就職後に役立ったものやあまり活用されなかったもの。②就職後に感じた訓練で学んでおくべきであったスキルや技能など

(3) 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

①訓練により得られたスキルや技能等のうち採用後に役立っているもの。②訓練においてより一層習得しておくことが望ましいスキルや技能等。③訓練修了者の採用と未受講者の採用と比較して期待していること

3-2 効果検証の目的・検証手法等（アンケート）

【目的】～「職業訓練ニーズ（介護分野）に関する意識調査実施要領」より

令和7年（2025年）は、団塊の世代（約800万人）全てが75歳以上の後期高齢者となり、超高齢社会に突入して、さまざまな問題が生じるとされており、その「2025年問題」への対策のひとつとして、「介護分野の人材確保」や、そのための「人材育成（職業訓練）」が求められていることから、介護分野への未経験者就業の可能性や、介護分野への元気高齢者の参入の可能性などについて、秋田県内の求職者（在職者を含む）と、介護施設採用担当者がどのような意識をもっているか、今後の職業訓練内容や方向性を検討する基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施する。

【対象者および対象事業所】

- (1) ハローワーク求職者（在職者含む）向けアンケート・・・各ハローワークによる取組
秋田県全域のハローワーク窓口利用者500名
- (2) 介護施設等事業所アンケート・・・秋田県内の介護施設（無作為抽出）100事業所

【調査方法】

- (1) ハローワーク求職者（在職者含む）・・・窓口利用時に実施
- (2) 介護施設等事業所・・・秋田労働局職業安定部訓練課から郵送により回答および返信依頼

4-1 ヒアリング等実施結果概要（1）～訓練内容等

1 訓練内容や訓練制度の課題や、工夫が必要なことはないか

○訓練実施機関～受講者の高齢化への対応や、職場見学等による理解促進

- ・ 短時間希望の高齢者が増加すると就職率が低下するため、高齢者受講に対応した工夫が必要。
（就職率計上の見直しや委託費加算等、制度見直しを望む）
- ・ 応用技術や緊急対応技術など、介護職員としての就業を見据えた指導を実施している。
- ・ 職場見学の機会の提供や、ヘルパー事業所からの説明を取り入れている。
- ・ 実習先へ就職できても、短期間での退職もあり、職場定着が課題となっているため、「定着する介護人材」の育成に努めている。

○訓練修了者～・実技や実習の充実や、幅広い職務内容について学びたいとする声

修了者A～①職場見学の際などに利用者さんとのふれあいがあれば良かったと思う。

②訓練内容は概ね役立っている。

修了者B～①テキストや資料は、振り返りのための貴重な財産となっている。

修了者C～①実技、特にオムツ、パット交換は、毎日することなので、基本を学べて助かった。

②車いすの移乗、入浴の仕方も基本的なことを学び、不安なく安心できた。

修了者D～①介護職の現役や長いキャリアの指導者の授業がリアルな伝え方で有難かった。

修了者E～①利用者とのコミュニケーションの取り方や業務対応が役立っている。

②介護業務以外にも、関連する業務を幅広く学べれば就職の可能性を高められる。

○訓練修了者を採用した企業～コミュニケーション能力やPC入力スキルを求める声が多かった。

- ・ 利用者や職場内のコミュニケーション能力や、感染症予防知識を身につけてほしい。
- ・ 介護記録等はパソコンやタブレット入力が必須。

4 - 2 ヒアリング等実施結果概要（2）～就職支援

2 効果的な就職支援が行えているか。受講にあたり、採用後の活躍場面は明確か。

○訓練実施機関～就職に向けて不安解消や、介護職理解に向けた取組。介護施設への就職後の定着が課題。

- ・就職相談で一番の不安点「夜勤」について、従来口頭のみでの伝え方だったが、ドキュメンタリー動画視聴により理解を深めた。
- ・介護事業所規模の大小、利用者の介護度の別で「介護に求められる適性」「待遇」「やりがい」の異なる点の理解を促した。
- ・職場見学の機会提供や、ヘルパー事業所担当者を訓練会場を招き、質疑応答の機会を作った
- ・介護施設へ就労できても短期間で辞めてしまうため、人材の定着も課題となっている。

○訓練修了者～働き方を工夫すれば高齢でも働ける。訓練を受講するだけでは職務内容や適性に不安がある。

- ・50歳以上の介護未経験者へのアンケートでは、介護職への就業可能性は高かった。（P.11）
- ・職務内容、仕事への適性に不安があった。
- ・就職先では介護度が重度の方が多く、待遇の割に重労働である。

○訓練修了者を採用した企業～就職後までイメージしやすい工夫を望む。高齢者雇用の可能性はある。

- ・積極的に職場見学を促してほしい。施設見学の機会を多く作ってほしい。
- ・ハローワークと職業訓練の連携により施設に人材情報を提供してほしい。
- ・訓練から就業までの流れをより理解しやすく、イメージしやすい取組を望む。
- ・介護求人への応募が少ないため、職業訓練を積極的に活用できるようアピールしてほしい。
- ・60歳以上の未経験者でも資格があれば貴重な人材として前向きに雇用を考えたい。

4 - 3 ヒアリング等実施結果概要（3）～受講者確保

3 介護分野を目指す人材を確保できているか。高齢者の就業機会は望めるか。

○訓練実施機関～地方自治体の協力を得る等による広報強化。受講者の高齢化への対応が必要。

- ・ 公民館にチラシの配架を依頼したところ、営利目的のチラシは置けないと断られた。
- ・ 広報する目的であると判断され断られることがあるため、労働局やHWから広報を依頼してもらえるとありがたい。
- ・ 介護職は就職が出来ない方のセーフティネットの側面も持つが、近年、特定就職困難者（高齢者、母子家庭・障がい者（精神の既往歴があるものを含む）の応募者が増加している。

○訓練修了者～介護分野の職業訓練に興味があるが、施策等の認知度は低い。高齢者の就業の可能性は高い。

- ・ 介護の職業訓練への興味がある者は3割を超えているが、受講者数に反映していない。
- ・ 介護職員不足の認知度は8割強と高いが、具体的な問題や、国の施策等の認知度は低い。
- ・ 50歳以上の介護未経験者へのアンケートでは、介護職への就業可能性は高かった。
- ・ 「賃金等の改善」「相談しやすい職場環境」「高齢者の積極的登用」を求める声があった。

○訓練修了者を採用した企業～積極的な広報活動が必要。人材不足のため高齢者も雇用したい。

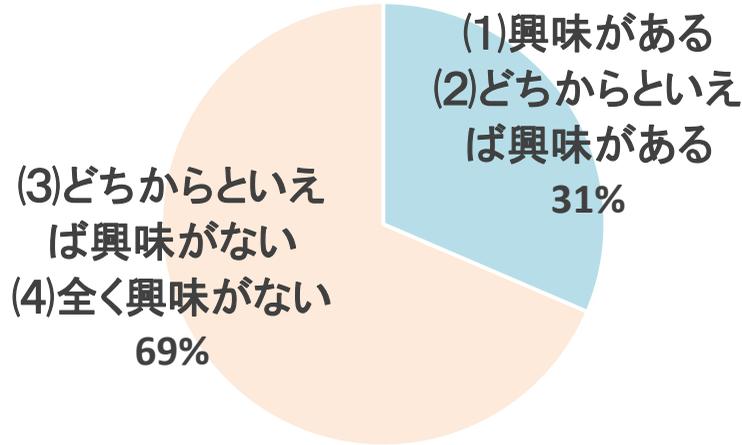
- ・ 広報強化に加え、積極的に職場見学を促していただけると事業所側も魅力を直接伝えることができます。少しでも興味があれば、積極的に職場見学を促していただきたい。
- ・ 人材不足については、何年も前から分かっているが方策があまり具現化されていないのが現実。早急に人材確保の具体策が示されると助かる。外国人材は小さい事業所ではとても難しい。
- ・ 向上心のある方は60歳以上でも積極的に採用したいと考えている。

5 - 1 アンケート実施結果概要～介護人材不足・訓練周知（1）

求職者

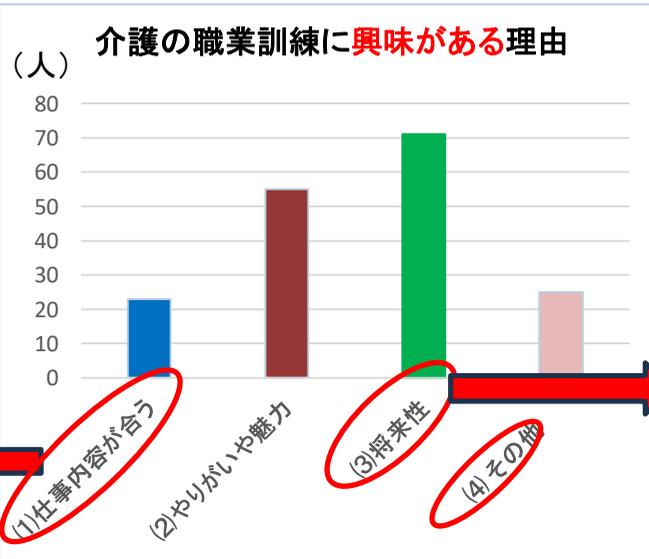
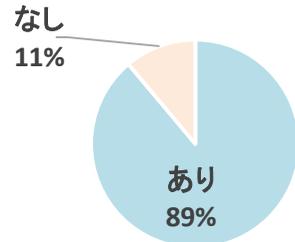
介護の職業訓練への興味

介護の職業訓練への興味がある者は3割を超えているが、受講者数に反映していない。

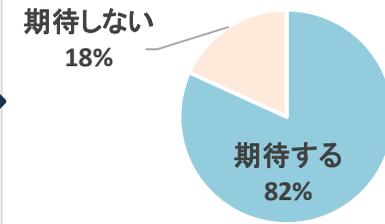


介護の職業訓練への興味がある理由では、将来性を期待する回答が最も多かった。

他の仕事の希望の有無



処遇改善策等への期待

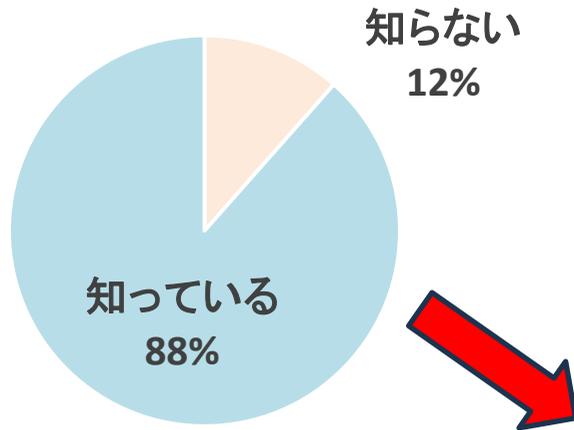


5 - 2 アンケート実施結果概要～介護人材不足・訓練周知（2）

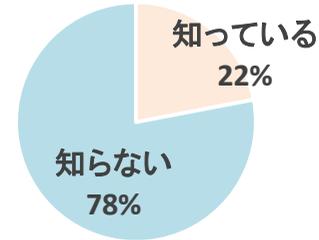
求職者

介護職員不足の認知度は8割強と高いものの、具体的な問題や、国の施策等の認知度は低い

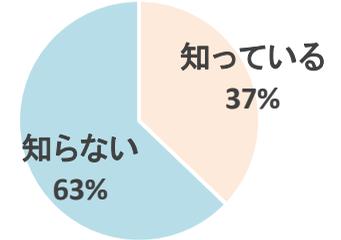
介護職員不足の認知度



施設側の改善努力の認知度

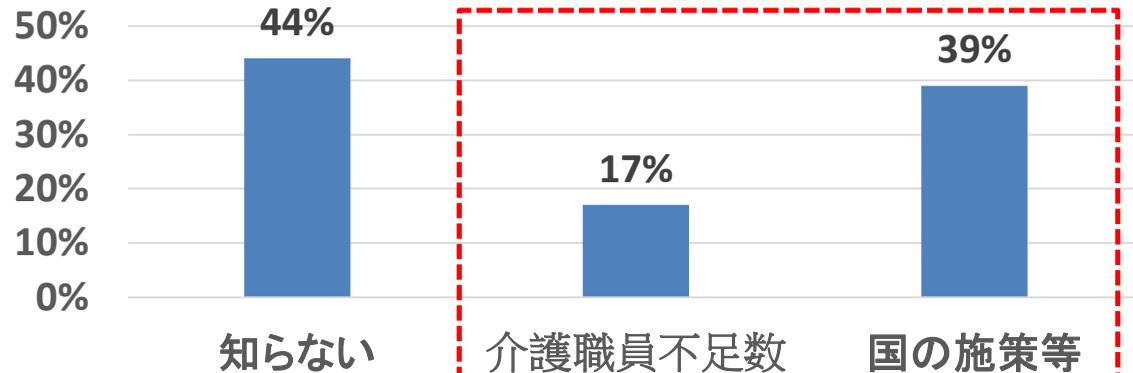


介護職処遇改善加算制度の認知度



具体的な問題等の認知度

知っている内容



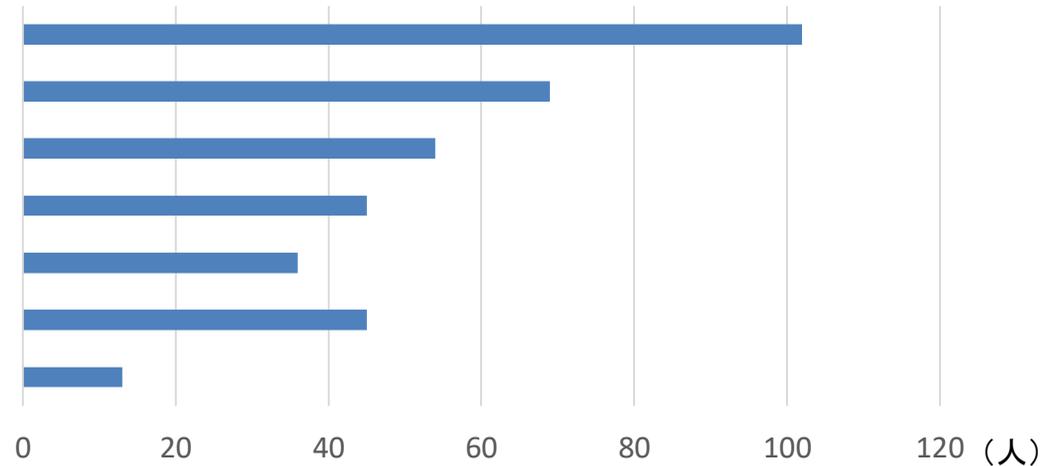
5 - 3 アンケート実施結果概要～高齢者の介護現場就業

求職者・介護事業者のいずれの意識も、介護施設での高齢者の就業の可能性は高い。

求職者

介護未経験の50歳以上の方へ、高齢期(定年後等)の就職先にできる場合は？(複数回答)

- (1) 年金受給しながら、短時間パートで就業可能な場合
- (2) 社会貢献のため、短時間パートで就業できる場合
- (3) デイサービス送迎等の介護職以外であれば就業できる場合
- (4) 家族や自分を含め介護されることを理解できると判断した場合
- (5) 介護の職業訓練を受講するなど、準備が整った場合
- (6) 介護関係の就職先は全く考えていない
- (7) その他

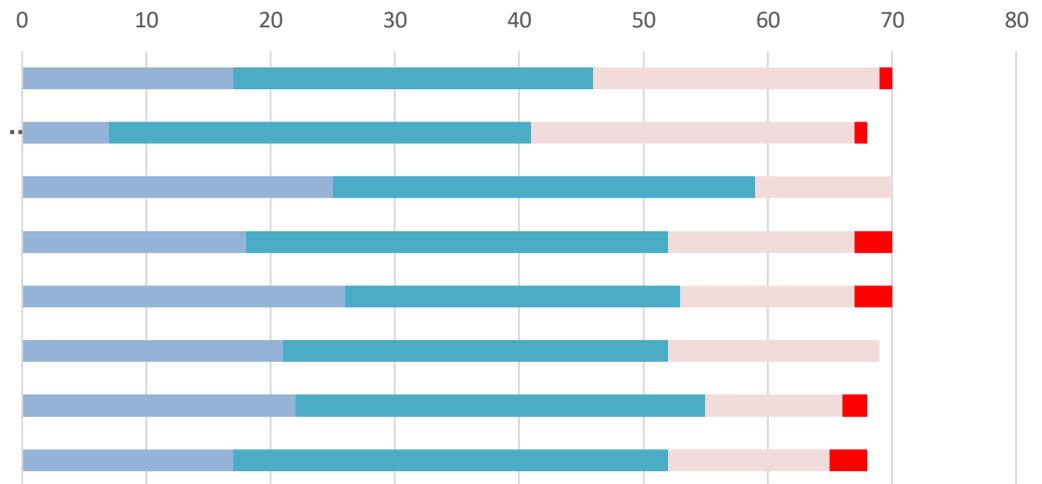


介護施設

介護現場における高齢者の活躍の可能性についてお答えください。(複数回答)

* 事業所数 (件)

- ① 60歳以上の介護未経験者でも職業訓練受講後は介護職での採用可能性あり➡
- ② 60歳以上の介護未経験者は、職業訓練受講後でも短時間パート雇用や介護以外の送迎業務での採用が多い➡
- ③ 60歳以上の未経験者でも、個々の能力や体力によっては、採用可能性あり➡
- ④ 国の助成金を活用して60歳以上の雇用も考えたい➡
- ⑤ 人手不足のため、未資格でも採用後に資格取得させたい➡
- ⑥ 未資格・未経験者の採用の場合、学習時間確保が困難な場合や本人負担も大きい➡
- ⑦ 従業員の人材育成に教育訓練給付制度を活用したい➡
- ⑧ 人材開発支援助成金活用で人材育成したい➡



■ 非常にそう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらかといえばそう思わない ■ 全く思わない

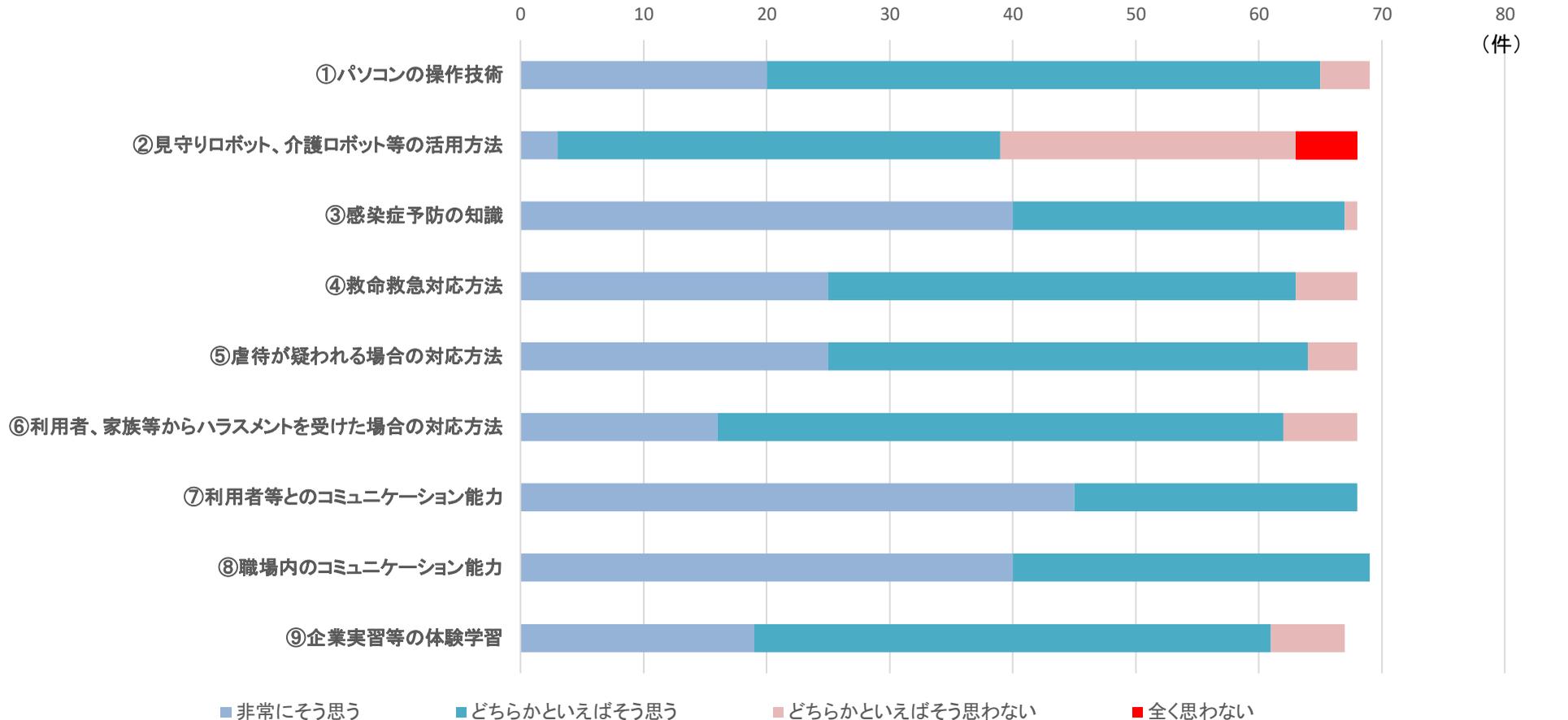
5 - 4 アンケート実施結果概要～訓練内容に望むこと

介護施設

訓練中に、より一層習得しておくことが望ましい知識や技能では、一番には利用者及び職場内のコミュニケーション能力を重視している。

第1位⑦利用者等とのコミュカ 第2位③感染予防知識 第3位⑧職場内コミュカ

訓練中に、より一層習得しておくことが望ましい知識、技能等



6 ヒアリング結果等に基づく効果検証結果

番号	検証項目	主な意見（期待する取組や希望等）			今後の取組（一部取組調整中）
		訓練実施機関	訓練修了者	採用企業	
1	<p>【訓練内容等】</p> <p>訓練内容や訓練制度に課題はないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 短時間希望の高齢者が増加すると就職率が低下 職場見学等による理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 実技や実習の充実 幅広い職務内容について学びたい 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 PC入力スキルが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の受講に係る委託費加算等（本省へ要望） 職場実習を含むデュアル型の訓練の実施 福祉用具専門相談員に係る内容を含む訓練の実施 PC操作に係る内容の充実
2	<p>【就職支援】</p> <p>効果的な就職支援が行えているか。採用後の活躍場面は明確か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就職に向けた不安解消（介護職理解に向けた取組） 介護施設へ就職後の定着が課題 	<ul style="list-style-type: none"> 働き方を工夫すれば高齢でも就労可能 訓練を受講するだけでは職務内容や適性に不安がある 待遇の割に重労働 	<ul style="list-style-type: none"> 就職後までイメージしやすい工夫 高齢者雇用の可能性はある 	<ul style="list-style-type: none"> 介護施設の訓練前や応募前見学（オンライン含む）の実施 求職者ニーズに合わせた求人条件緩和交渉ときめ細かな就職支援
3	<p>【受講者確保】</p> <p>介護分野を目指す人材を確保できているか。高齢者の就業機会は望めるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の協力を得る等による広報強化 受講者の高齢化へ対応 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練に興味は一定程度あるが、施策等の認知度は低い 高齢者の就業の可能性は高い 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な広報活動が必要 人材不足のため高齢者も雇用したい 	<ul style="list-style-type: none"> 10-ワーク職員研修の充実 職業訓練情報の広報強化（Web広告の活用等） 地方自治体や関係機関へ広報協力依頼 介護系セミナーの拡充 シルバー人材センターと連携した受講促進

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

↑ [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [人材開発](#) > [ハロートレーニング](#) > [ハロートレーニングに対するご意見・ご要望について](#)

ハロートレーニングに対するご意見・ご要望について

- ▼ [ハロートレーニングに対するご意見・ご要望について（訓練機関の方向け）](#)
- ▼ [ご意見・ご要望の内容](#) ▼ [ご意見・ご要望をお受けできる方](#)
- ▼ [ご意見・ご要望をお寄せいただく方法](#) ▼ [お寄せいただいたご意見・ご要望の取り扱い](#)
- ▼ [ご意見・ご要望の内容の要旨および対応結果](#)

ハロートレーニングに対するご意見・ご要望について（訓練機関の方向け）

ハロートレーニングの効果的な実施を図るためには、訓練現場の声を把握し、運営や事務手続などの改善につなげていくことが重要です。

そのため、民間教育訓練実施機関の皆様（以下「訓練機関」といいます。）からのご意見・ご要望を受け付けています。

▶ 政策について

▼ 分野別の政策一覧

▶ [健康・医療](#)

▶ [福祉・介護](#)

▼ [雇用・労働](#)

▶ [雇用](#)

▶ [人材開発](#)

▶ [労働基準](#)

▶ [雇用環境・均等](#)

▶ [非正規雇用（有期・パート・派遣労働）](#)

ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望を聴取する仕組みの創設

1 目的

公的職業訓練（ハロートレーニング）の効果的な実施を図るため、ハロートレーニングを実施している民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望を聴取することを目的とする。

2 スキーム

厚生労働省HP（ハロートレーニングページ）にご意見・ご要望送信フォームを開設



ご意見・ご要望受付（随時）



公表（6か月ごと）

<対象>

- ①現在、都道府県から委託を受けた公共職業訓練または厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を実施している訓練機関（法人）
- ②現在、都道府県から委託を受けた公共職業訓練または厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を実施していないが、今年度または前年度に当該公共職業訓練または求職者支援訓練を実施したことがある訓練機関（法人）

内容：ハロートレーニングの運営や事務手続等に関するご意見・ご要望

- 寄せられたご意見・ご要望は可能な限り対応に努めますが、対応できない場合や対応に時間がかかる場合があります。
- 対応結果については、半年に一度HP上に公表します。公表内容は、ご意見・ご要望内容の要旨および対応結果とします。
※検討した結果、「対応困難である」という結果もあり得ることを御了知おきください。
- 個々の訓練機関には対応結果を返信いたしません。
- HPに公表した対応結果は、中央職業能力開発促進協議会にも報告します。

3 周知

都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）を通じて訓練機関に対し個別に周知（あわせて関係団体にも周知）

4 受付開始時期

令和5年5月



議題（4）

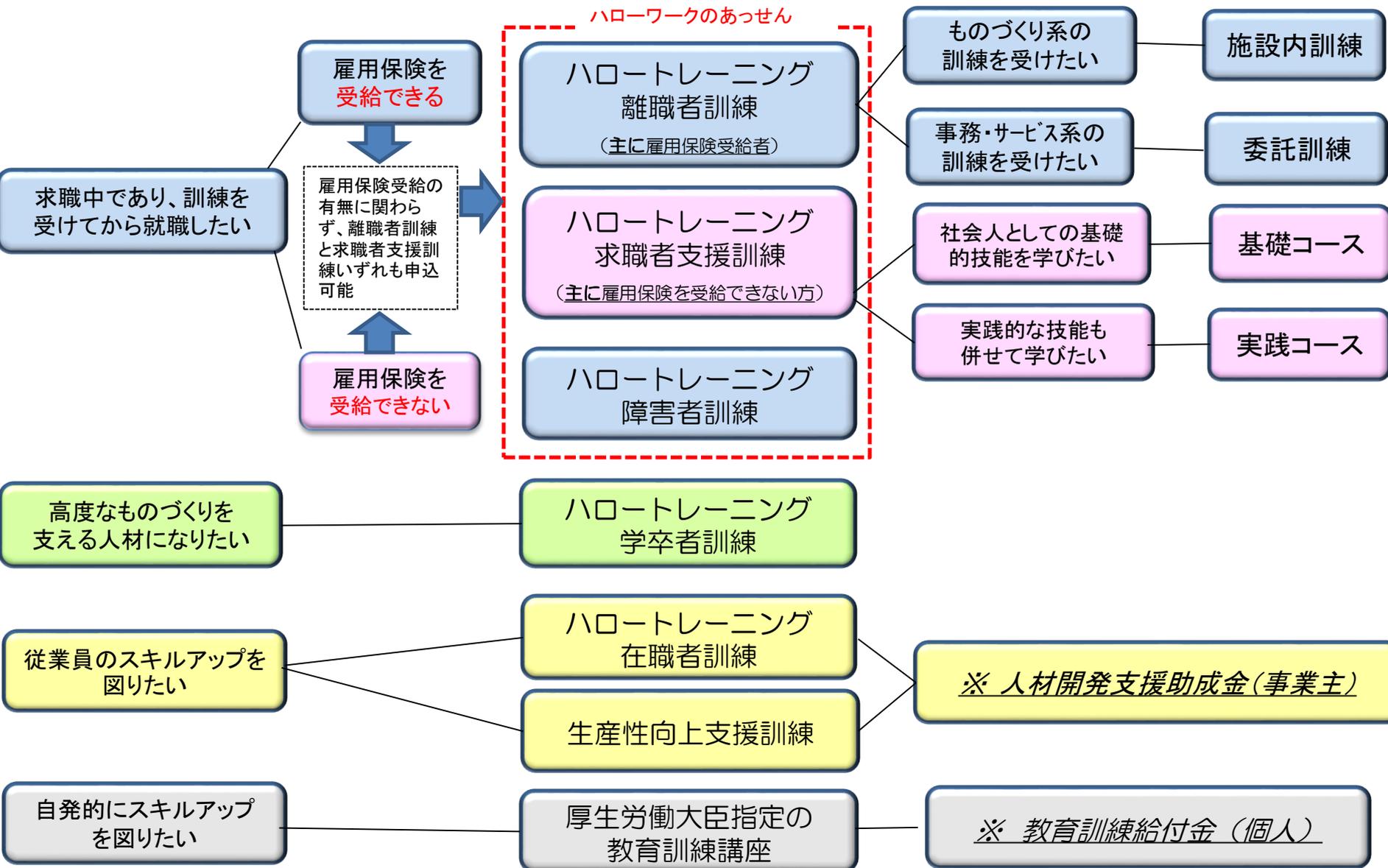
公的職業訓練の実施状況と課題について (訓練ニーズを含む)

<資料目次>

- 1 能力開発・人材育成支援の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像・・・・・・・・ P2
- 3 ハロートレーニング(離職者向け)の令和5年実績・・・・・・・・ P3～5
- 4 ハロートレーニング(離職者向け)の令和4年度実績(確報値)・・・・・・・・ P6～8
- 5 ハロートレーニング(離職者向け)の受講状況(過去5年比較)・・・・・・・・ P9
- 6 ハロートレーニング(離職者向け)の分野別受講状況(令和5年度・令和4年度) P10
- 7 地域の人材ニーズの分析について(1)～(4)・・・・・・・・ P11～14
- 8 労働局・ハローワークでの広報について・・・・・・・・ P15

1 能力開発・人材育成支援の概要

○企業内での人材育成、個人の主体的な能力開発、セーフティーネットとしての公的職業訓練等により人材育成を促進し、その結果として労働者の就職実現・処遇改善、企業の生産性向上、地域経済の発展につなげるといった、好循環を生み出すことが重要。



2 ハロートレーニング(公共職業訓練・求職者支援訓練)の全体像



公共職業訓練

求職者支援訓練

離職者向け

対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険受給者**(無料(テキスト代等除く))

訓練期間：概ね3か月～2年
実施機関

国 (ポリテクセンター)	都道府県 (職業能力開発校)	民間教育訓練機関等 (都道府県からの委託)
主にもづくり分野の高度な訓練を実施 (金属加工科、住環境計画科等)	地域の実情に応じた多様な訓練を実施(木工科、自動車整備科等)	事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる訓練を実施

※受講期間中
基本手当+受講手当(500円/訓練日)+通所手当+寄宿手当を支給



対象：ハローワークの求職者 **主に雇用保険を受給できない方**
(無料(テキスト代等除く))

訓練期間：2～6か月

※受講期間中 受講手当(月10万円)+通所手当(※2)+寄宿手当を支給(本収入が月8万円以下、世帯収入が月30万円以下等、一定の要件を満たす場合)

※職業訓練受講給付金の支給対象とならない方も、一定の要件(本収入12万円以下、世帯収入34万円以下等)を満たしていれば、通所手当のみ受給が可能。

民間教育訓練機関等
(訓練コースごとに厚生労働大臣が認定)

<基礎コース> 社会人としての基礎的能力を習得する訓練	<実践コース> 基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練 (介護系(介護福祉サービス科等)、情報系(ソフトウェアプログラマー養成科等)、医療事務系(医療・調剤事務科等)等)
--------------------------------	--



在職者向け

対象：在職労働者(有料)

訓練期間：概ね2日～5日
実施機関：○国(ポリテクセンター・ポリテクカレッジ)
○都道府県(職業能力開発校)

学卒者向け

対象：高等学校卒業者等(有料)

訓練期間：1年又は2年
実施機関：○国(ポリテクカレッジ)
○都道府県(職業能力開発校)

障害者向け

対象：ハローワークの求職障害者(無料)

訓練期間：概ね3か月～1年
実施機関：○国(障害者職業能力開発校)
・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
・都道府県営(国からの委託)
○都道府県(障害者職業能力開発校、職業能力開発校)
○民間教育訓練機関等(都道府県からの委託)

令和5年度 公共職業訓練 実績(速報値)	合計		国(ポリテクセンター等)		都道府県	
	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
離職者訓練	95,634	-	24,673	-	70,961	-
うち施設内	30,619	86.4%	24,673	87.7%	5,946	82.5%
うち委託	65,015	73.6%	-	-	65,015	73.6%
在職者訓練	114,522	-	70,789	-	43,733	-
学卒者訓練	14,872	96.4%	5,367	99.6%	9,505	95.3%
合計	225,028	-	100,829	-	124,199	-

令和5年度 公共職業訓練 実績(速報値) 障害者訓練 (離職者訓練のうち施設内)	合計		国立機構営		国立都道府県営		都道府県立	
	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
	1,244	68.3%	329	83.9%	733	64.8%	182	65.9%

令和5年度求職者支援訓練 実績(速報値) 受講者数：40,288人
(基礎コース)6,019人 就職率：59.5% (実践コース)38,679人 就職率：60.3%
※就職率は令和5年4月から12月末までに終了した訓練コースについて集計。

3-1 ハポートレーニング（離職者向け）の令和5年度実績（速報値）

1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

（秋田県内で開講した訓練コースの実績）

05_秋田		総計		
分野		コース数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	6(+2)	57(+19)	43(+13)
	営業・販売・事務分野	52(▲3)	635(▲42)	509(▲11)
	医療事務分野	5(▲2)	75(▲15)	47(▲12)
	介護・医療・福祉分野	20(±0)	197(▲93)	101(▲55)
	農業分野	0(±0)	0(±0)	0(±0)
	旅行・観光分野	0(±0)	0(±0)	0(±0)
	デザイン分野	8(+4)	105(+45)	77(+27)
	製造分野	22(±0)	222(▲8)	125(▲5)
	建設関連分野	11(▲2)	119(▲21)	109(+13)
	理容・美容関連分野	2(±0)	4(+4)	4(+4)
	その他分野	10(±0)	106(+16)	110(+20)
求職者支援訓練（基礎コース）	基礎	1(▲2)	15(▲30)	14(▲11)
合計		137 (±0)	1,535 (▲125)	1,139 (▲17)
(参考)デジタル分野		20(+6)	192(+4)	161(+15)

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員を100とした時の、受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数(中途退校就職者数を除く)等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

「デジタル分野」

IT分野(ITエンジニア養成科など)、デザイン分野(WEBデザイン系のコースに限る)等。

カッコ()内は、前年度比(令和4年度実績・P6との比較)

■ ~前年度比増加 ■ ~前年度比減少

離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

前年度実績比増減をマーカー表示(求職者支援訓練、デジタル分野の就職率が向上している)

分野		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)						求職者支援訓練					
		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
公共職業訓練(離職者向け) + 求職者支援訓練(実践コース)	IT分野	3	12	3	66.7%	25.0%	100.0%	3	45	40	128.9%	88.9%	63.0%
	営業・販売・事務分野	44	512	413	97.3%	80.7%	65.5%	8	123	96	98.4%	78.0%	75.0%
	医療事務分野	5	75	47	69.3%	62.7%	74.5%	0	0	0	-	-	-
	介護・医療・福祉分野	16	137	74	62.8%	54.0%	72.1%	4	60	27	48.3%	45.0%	75.0%
	農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	デザイン分野	3	30	30	266.7%	100.0%	72.0%	5	75	47	69.3%	62.7%	47.1%
	製造分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	建設関連分野	0	0	0	-	-	-	1	10	4	40.0%	40.0%	50.0%
	理容・美容関連分野	2	4	4	100.0%	100.0%	-	0	0	0	-	-	-
	その他分野	1	15	7	46.7%	46.7%	-	0	0	0	-	-	-
	求職者支援訓練 (基礎コース)	基礎	-	-	-	-	-	-	1	15	14	160.0%	93.3%
合計		74	785	578	93.6%	73.6%	67.7%	22	328	228	87.8%	69.5%	68.3%
(参考) デジタル分野		6	42	33	209.5%	78.6%	77.4%	3	45	40	128.9%	88.9%	63.0%
求職者支援訓練	デザイン分野(うちデジタル分野) ※基礎含む							0	0	0	-	-	-
	IT分野(うちデジタル分野) ※基礎含む							3	45	40	128.9%	88.9%	63.0%

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。

(注) 求職者支援訓練の就職率は令和5年12月末までに終了したコースについて集計。 ~前年度比増加 ~前年度比減少

3-3 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

前年度実績比増減をマーカー表示(施設内訓練の応募倍率や定員充足率は増加、就職率は減少。デジタル分野は応募倍率、定員充足率、就職率いずれも増加)

分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)						公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)					
	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
営業・販売・事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
医療事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
介護・医療・福祉分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
デザイン分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
製造分野	2	20	9	55.0%	45.0%	66.7%	20	202	116	62.4%	57.4%	86.4%
建設関連分野	2	40	26	67.5%	65.0%	72.0%	8	69	79	121.7%	114.5%	88.6%
理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
その他分野	0	0	0	-	-	-	9	91	103	130.8%	113.2%	80.0%
合計	4	60	35	63.3%	58.3%	70.6%	37	362	298	90.9%	82.3%	85.6%
(参考) デジタル分野	0	0	0	-	-	-	11	105	88	89.5%	83.8%	85.1%

※数値は速報値のため、今後変動の可能性がある。

～前年度比増加

～前年度比減少

4-1 ハートトレーニング（離職者向け）の令和4年度実績（確定値）

1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

（秋田県内で開講した訓練コースの実績）

05_秋田		総計		
分野		コース数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	4	38	30
	営業・販売・事務分野	55	677	520
	医療事務分野	7	90	59
	介護・医療・福祉分野	27	290	156
	農業分野	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0
	デザイン分野	4	60	50
	製造分野	22	230	130
	建設関連分野	13	140	96
	理容・美容関連分野	2	0	0
	その他分野	10	90	90
求職者支援訓練 （基礎コース）	基礎	3	45	25
合計		147	1,660	1,156
（参考） デジタル分野		14	188	146

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。
求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員を100とした時の、受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数（中途退校就職者数を除く）等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

「デジタル分野」

IT分野（ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。）、デザイン分野（WEBデザイン系のコースに限る）等。

4-2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況（1）

分野		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)						求職者支援訓練					
		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
+ 公共職業訓練(離職者向け) 求職者支援訓練(実践コース)	IT分野	2	8	5	100.0%	62.5%	100.0%	2	30	25	156.7%	83.3%	43.5%
	営業・販売・事務分野	43	497	395	98.2%	79.5%	71.2%	12	180	125	86.7%	69.4%	58.3%
	医療事務分野	7	90	59	77.8%	65.6%	76.4%	0	0	0	-	-	-
	介護・医療・福祉分野	17	140	82	66.4%	58.6%	81.9%	10	150	74	61.3%	49.3%	60.9%
	農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	デザイン分野	2	30	30	280.0%	100.0%	60.0%	2	30	20	76.7%	66.7%	40.0%
	製造分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	建設関連分野	0	0	0	-	-	-	1	10	8	80.0%	80.0%	57.1%
	理容・美容関連分野	2	0	0	-	-	100.0%	0	0	0	-	-	-
	その他分野	0	0	0	-	-	-	1	10	3	30.0%	30.0%	-
求職者支援訓練 (基礎コース)	基礎	-	-	-	-	-	-	3	45	25	68.9%	55.6%	61.1%
	合計	73	765	571	97.1%	74.6%	74.0%	31	455	280	79.1%	61.5%	58.0%
	(参考) デジタル分野	4	38	35	242.1%	92.1%	71.4%	2	30	25	156.7%	83.3%	43.5%

4-3 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況（2）

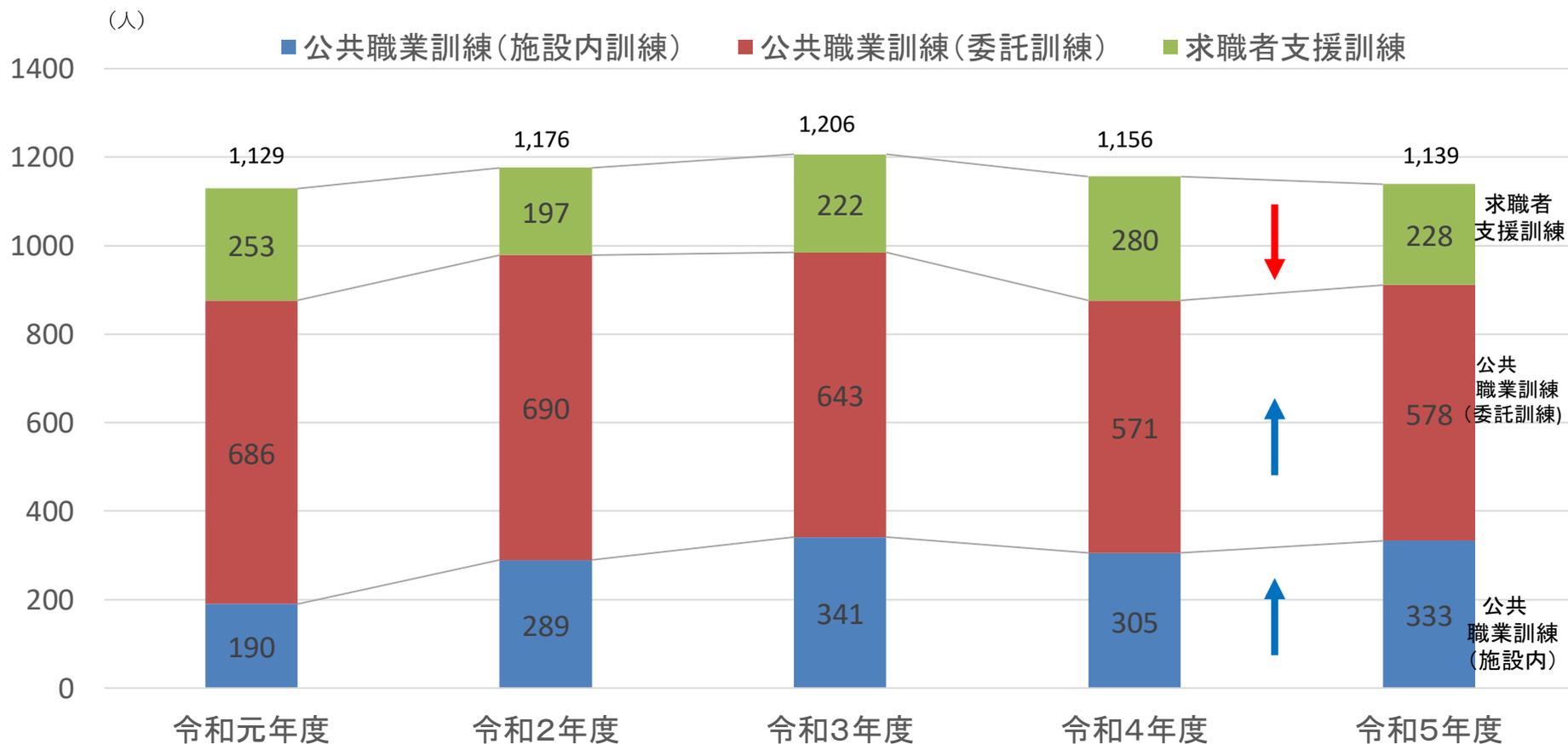
分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)						公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)					
	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
営業・販売・事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
医療事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
介護・医療・福祉分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
デザイン分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
製造分野	2	20	7	35.0%	35.0%	100.0%	20	210	123	68.6%	58.6%	90.1%
建設関連分野	3	50	17	40.0%	34.0%	81.3%	9	80	71	95.0%	88.8%	86.4%
理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
その他分野	0	0	0	-	-	-	9	80	87	120.0%	108.8%	85.7%
合計	5	70	24	38.6%	34.3%	87.0%	38	370	281	85.4%	75.9%	88.1%
(参考) デジタル分野	0	0	0	-	-	-	8	120	86	80.0%	71.7%	82.1%

5 ハロートレーニング(離職者向け)の受講状況(過去5年比較)



○ハロートレーニング(離職者向け)の受講者数は、令和4年度以降前年度実績を下回っている。
令和3年度までの増加は大量離職者発生による求職者増加が影響している。

○令和5年度は、前年度の増減傾向とは違い、施設内訓練と委託訓練が増加し、求職者支援訓練が減少している。
(求職者支援訓練で予定した介護分野の職業訓練が申込者減少により開講できなかったコースが増えたことによる)



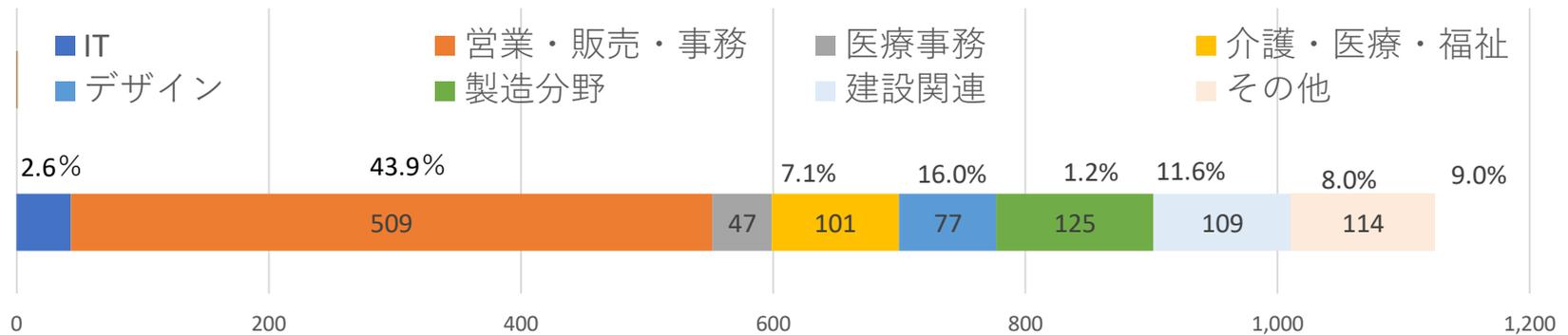
6 ハロートレーニング(離職者向け)の分野別受講状況(令和5年度・令和4年度)



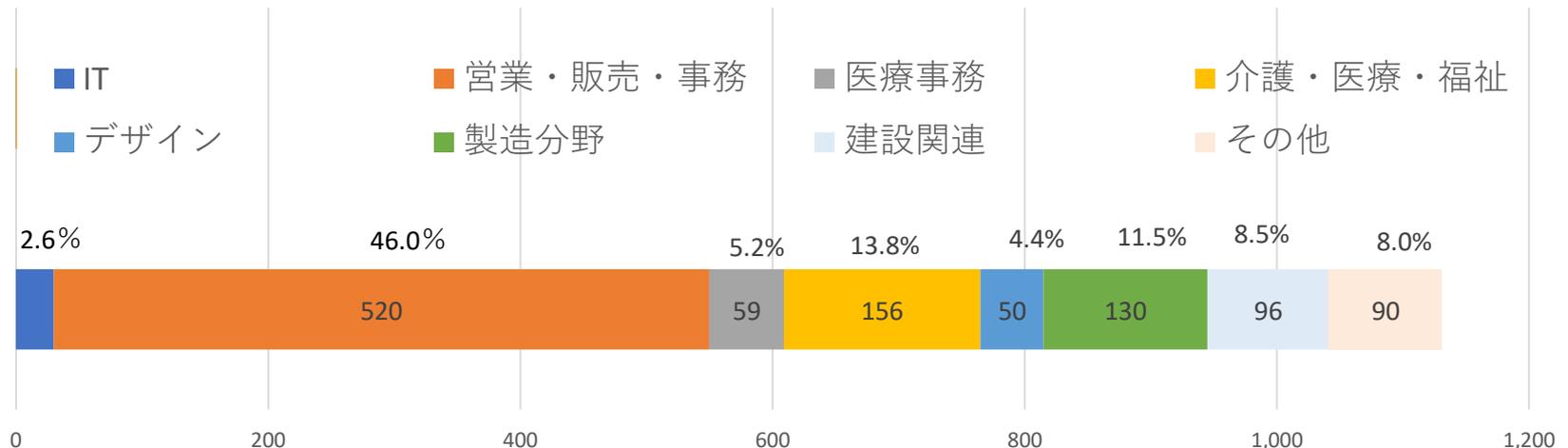
令和5年度 公共職業訓練(施設内訓練・委託訓練)＋求職者支援訓練(実践コース) * 速報値

【構成比】～第1位:「営業・販売・事務分野」、第2位:「製造分野」、第3位:「介護・医療・福祉分野」の順で受講者が多い。

【令和4年度との比較】～「介護・医療・福祉分野」が大幅に減少、「デザイン分野」が増加。



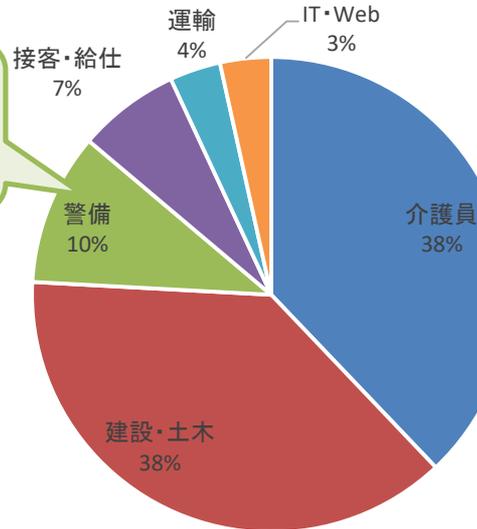
令和4年度 公共職業訓練(施設内訓練・委託訓練)＋求職者支援訓練(実践コース) * 確定値



7-1 地域人材ニーズの分析について（1）

1. 求人未充足数及び未充足率が上位の職種並びにミスマッチの要因について

求人未充足数及び未充足率が上位の職種



- ・応募希望者が少ない。
- ・真夏の雑踏警備などは特に体力的に大変なイメージがある。

- ・応募希望者が少ない。
- ・賃金や就労時間などの要件が合わない。
- ・仕事が大変そうなイメージが強い。

- ・体力的に大変であるが、最低賃金の上昇で以前より他職種との賃金差がなくなり、メリットが感じられない。
- ・拘束時間が長く、残業が多い。

出所：県内ハローワークより、四半期毎に報告された内容を取りまとめ（令和6年度第1、第2四半期内容）

7-2 地域人材ニーズの分析について（2）

2. ミスマッチの解消の方策について

【介護】

- ・夜勤や交替制勤務のない求人の開拓
- ・介護の負のイメージを払拭するような、職業理解のための応募前職場見学
- ・業務体験の機会を設ける
- ・所持資格やキャリアに合わせた賃金制度の整備

【建設・土木】

- ・入社前後における資格取得の支援（費用の一部補助など）
- ・応募前職場見学の実施
- ・建設業のICT化推進に対応できる実践的教育や業務体験

3. 職業訓練を実施することにより就職が期待される職種とコースについて

【介護】

- ・より実践的な職場実習が組み込まれたコース
- ・初任者研修科にパソコン操作を合わせたコース

【建設・土木】

- ・現場アシスタントに必要なCADや建設事務スキルを習得できるコース
- ・建設機械運転免許（フォークリフト、玉掛技能者、クレーン等）の資格取得できるコース

7 - 3 地域人材ニーズの分析について (3)

4. 事業主が求めるスキル・知識等について

【全職種共通】

- ・基本的なパソコン操作スキル
- ・コミュニケーションスキル
- ・スキルや知識等不問。スキル・経験を求めると応募者が出ないため、未経験者を採用後に育成する方針

【介護】

- ・夜勤、交替制勤務など就業時間に柔軟に対応できる方
- ・意欲があれば資格・経験不問

【建設・土木】

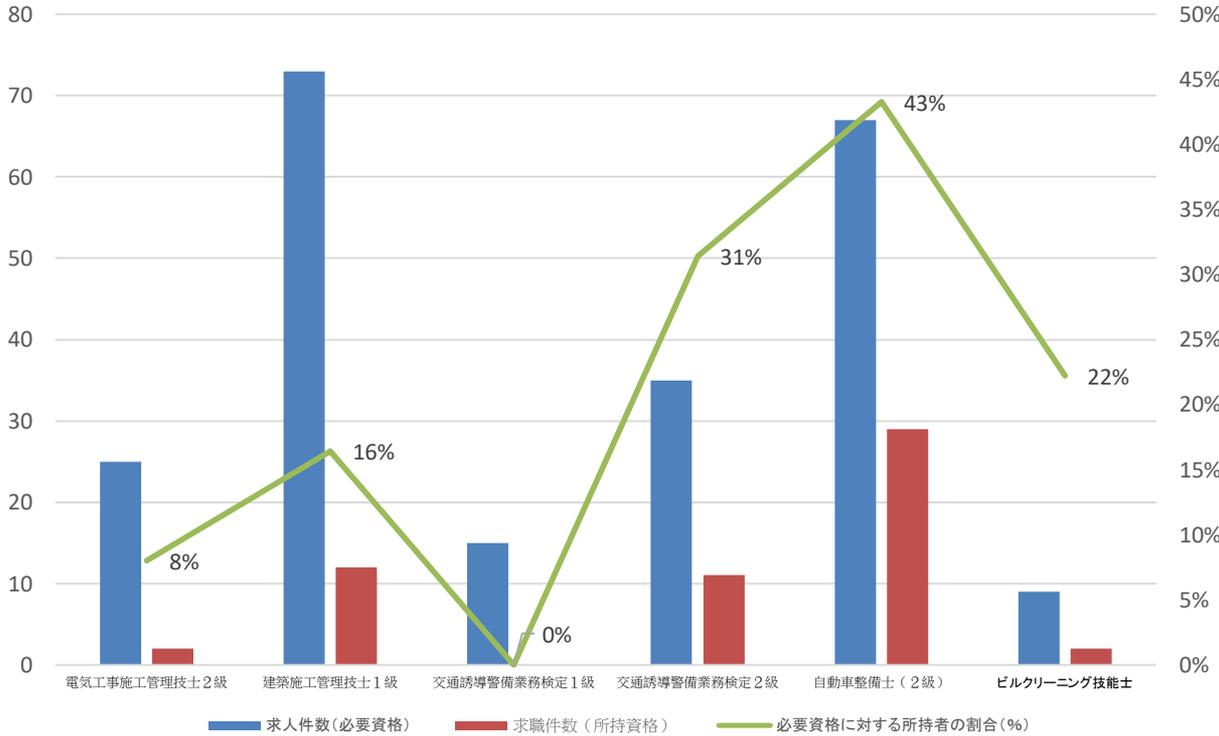
- ・有資格かつ経験者

5. 求職者から要望があったコース

- ・ネイリスト資格が取得できるコース
- ・登録販売者資格が取得できるコース
- ・在宅ワークを見据えたWebデザイン関係のコース
- ・在宅で受講可能なeラーニングコース
- ・60才以上の受講者に限定したパソコンを学べるコース

7-3 地域人材ニーズの分析について (4)

有資格求職者数と求人件数



・求人者が求める資格(必要資格)と、求職者の所持する資格(所持資格)を比較し、必要資格を所持資格が下回るものから抜粋。

・地域別にみると、介護職員初任者研修修了者や介護職員実務者研修修了者について、必要資格を所持資格が下回っている地域もある。

【全所合計】資格から見た求人・求職件数(令和6年度 第2四半期分) ～必要資格を所持資格が下回るもの～				
コード	免許・資格名称	求人件数 (必要資格)	求職件数 (所持資格)	必要資格に 対する所持者の 割合(%)
1004	林業技士	6	1	16.7
1005	技術士(農業部門)	2	1	50.0
1006	技術士(森林部門)	2	0	0.0
1204	電気主任技術者第2種	5	4	80.0
1206	電気工事施工管理技士1級	15	7	46.7
1207	電気工事施工管理技士2級	23	2	8.7
1239	医療機器修理責任技術者	3	0	0.0
1301	建築士1級	54	11	20.4
1303	木造建築士	2	0	0.0
1306	建設機械施工技士2級	6	3	50.0
1308	インテリアーデザイナー	6	2	33.3
1313	建築物環境衛生管理技術者	3	0	0.0
1315	建築施工管理技士1級	73	12	16.4
1317	技術士(建築部門)	9	0	0.0
1399	その他の建築技術関係資格	2	1	50.0
1406	造園施工管理技士1級	6	2	33.3
1407	造園施工管理技士2級	16	3	18.8
1408	測量士	33	9	27.3
1409	測量士補	27	19	70.4
1499	その他の土木・測量技術関係資格	12	1	8.3
1505	基本情報技術者	14	13	92.9
1610	次亜塩素酸保安責任者甲種	4	3	75.0
1704	保潔師	83	8	9.6
1906	歯科技工士	11	9	81.8
1908	診療放射線技師	21	4	19.0
1909	視能訓練士	15	1	6.7
1910	言語聴覚士	22	3	13.6
2001	保健師	52	2	4.0
2101	あんばいマナーシ指任師	14	2	14.3
2102	はり師	3	1	33.3
2103	きゆう師	2	1	50.0
2104	柔道整復師	15	3	20.0
2207	臨床心理士	5	1	20.0
2210	公認心理師	6	2	33.3
2307	精神保健福祉士	46	10	21.7
2311	旧介護職員基礎研修修了者	17	9	52.9
2399	その他の福祉・介護関係資格	49	20	40.8
2503	税理士	2	1	50.0
3699	その他の会計事務関係資格	3	2	66.7
4301	簿記検定	28	11	39.3
4318	ネリスト技能検定試験2級	6	1	20.0
4414	野菜ソムリエ	2	0	0.0
4506	警備員検定試験2級	4	2	50.0
4516	交通誘導警備業務検定1級	15	0	0.0
4517	交通誘導警備業務検定2級	35	11	31.4
4804	自動車運転免許	68	57	83.8
4810	原動機付自転車免許	7	1	14.3
4899	その他の自動車等車両・船舶運転免許	2	1	50.0
5403	機械加工技能士2級	2	1	50.0
5411	工場検査技能士1級	2	0	0.0
5412	工場検査技能士2級	2	0	0.0
5505	溶接管理技術者2級	6	0	0.0
5507	溶接技能者	8	5	62.5
5599	その他の金属溶接技能	4	1	25.0
5621	建設機械整備技能士1級	2	0	0.0
5622	建設機械整備技能士2級	7	3	42.9
5803	自動車整備士	12	2	16.7
5815	自動車ガソリン・エンジン整備士(3級)	5	4	80.0
5816	自動車ジーゼル・エンジン整備士(3級)	5	2	40.0
5818	自動車整備士(2級)	67	29	43.3
5822	自動車検査員	17	15	88.2
6603	塗装技師1級	6	3	50.0
6604	塗装技師2級	9	0	0.0
6702	ボイラー技士1級	10	9	90.0
6716	車両系解体用運転	33	30	90.9
6799	その他の位置・建設機械の運転関係資格	3	1	33.3
6803	工事担任者A1第3種	9	7	77.8
6806	電気工事士1種	59	25	42.4
6899	その他の電気工事関係資格	11	3	27.3
6902	採石業務管理者	4	1	25.0
7002	建築大工技能士2級	4	2	50.0
7010	左官技能士1級	2	1	50.0
7011	左官技能士2級	4	1	25.0
7020	瓦葺き施工技能士1級	10	0	0.0
7021	瓦葺き施工技能士2級	7	0	0.0
7022	型枠支保工の組立て等作業主任者	4	2	50.0
7099	その他の建設工事関係資格	8	0	0.0
7104	冷凍空調組機器施工技能士2級	2	0	0.0
7107	配管技能士1級	8	5	62.5
7108	配管技能士2級	12	3	25.0
7110	管工事施工技士1級	27	7	25.9
7111	管工事施工技士2級	57	13	22.8
7201	防水施工技能士1級	4	0	0.0
7202	防水施工技能士2級	2	0	0.0
7207	腐食欠乏・塩化水素危険作業主任者	3	1	33.3
7309	コンクリート技士・コンクリート主任技士	2	0	0.0
7399	その他の土木・舗装・線路工事関係資格	20	2	10.0
7403	ビルクリーニング技能士	9	2	22.2

8 労働局・ハローワークでの広報について

労働局

- ・YouTubeチャンネルでの訓練紹介
- ・募集中の訓練コース情報をSNSで発信
- ・ホームページで募集中のコース案内や訓練生の1日の流れを紹介
- ・今後はWEBバナー広告も活用予定



秋田労働局ホームページ

ハローワーク

- ・コース案内の所内掲示やデジタルサイネージを活用した訓練内容の紹介
- ・各ハローワーク管内で募集中の訓練情報をSNSで発信
- ・求職者マイページの登録者へコース案内を閲覧できるURLを送信



ハローワーク本荘：デジタルサイネージ

議題（5）

教育訓練給付制度における地域ニーズ の把握等について

<資料目次>

- 1 地域職業能力開発促進協議会における協議等を踏まえた講座拡大の取組…… P1
 - 2 教育訓練給付の概要について…… P2
 - 3 教育訓練給付制度の概要(国の給付金、県の奨励金)について…… P3
 - 4 教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など…… P4
 - 5 指定講座の状況(訓練機関の所在地・分野別)(令和6年4月1日時点)…… P5
 - 6 指定講座の状況(分野別)(令和6年4月1日時点)…… P6
 - 7 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について(令和4年度)…… P7
 - 8 教育訓練給付制度の認知度及び利用希望について…… P8
 - 9 教育訓練給付制度による受講希望講座、希望しない理由など…… P9
 - 10 秋田労働局の取組状況と今後の展開…… P10～11
- (参考)雇用保険法等の一部を改正する法律(令和6年法律第26号)の概要…… P12
- (参考)教育訓練給付の指定申請等の概要…… P13

1 地域職業能力開発促進協議会における協議等を踏まえた講座拡大の取組（概要図）

- ・令和5年度第2回の地域職業能力開発促進協議会（本年2～3月）以降、地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付の対象講座の拡大に取り組んでいるところ（※取組の効果は令和7年4月指定（令和6年10月申請）以降）。
- ・令和6年度第1回中央職業能力開発促進協議会では、地域の訓練ニーズや当該ニーズを踏まえた指定講座拡大の取組等を報告。

地域職業能力開発促進協議会

地域協議会を通じた地域のニーズの把握 等

（令和5年度第2回～）

労働局、都道府県、労使団体、教育訓練実施者・関係団体、学識者など関係者が参画する地域協議会において、地域の訓練ニーズの把握及び教育訓練給付制度による訓練機会の確保等について協議^{（※）}。

（※）＜協議の観点＞

- ・地域で求められる訓練ニーズとは何か。
- ・地域の訓練ニーズが高い分野において、教育訓練給付の対象講座は十分に指定されているか。
- ・地域の教育資源を活用して指定講座を拡大できないか。

報告

厚生労働省本省

地域協議会の報告を踏まえた指定講座拡大の取組の実施

地域協議会からの意見や要望等を踏まえ、訓練ニーズの高い分野を対象に指定講座の拡大を図るため、関係省庁と連携して業界団体等に対し講座指定申請勸奨や制度周知広報等の取組を実施。

情報提供

報告

都道府県労働局

地域における指定講座拡大等の取組の実施

地域協議会における協議を通じて把握した地域の訓練ニーズにおける講座の確保等に向け、労働局の主体的な取組として、

- ・地域の教育訓練機関等に対する周知広報や講座指定申請勸奨
- ・教育訓練給付制度の利用勸奨等を実施。

中央職業能力開発促進協議会

2 教育訓練給付の概要について

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<p><u>受講費用の50%（上限年間40万円）</u> を6か月ごとに支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒<u>受講費用の20%（上限年間16万円）</u> 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒<u>受講費用の10%（上限年間8万円）</u> 	<p><u>受講費用の40%（上限20万円）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒<u>受講費用の10%（上限5万円）</u> 	<p><u>受講費用の20%（上限10万円）</u></p>
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>在職者又は離職後1年以内</u>（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ <u>雇用保険の被保険者期間3年以上</u>（初回の場合、専門実践教育訓練給付は<u>2年以上</u>、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は<u>1年以上</u>） 		
講座数	2,972講座	705講座	12,045講座
受給者数	36,324人（初回受給者数）	3,670人	76,257人
講座指定要件	<p><u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程 ② 専門学校<small>の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム</small> 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程 ④ 大学等<small>の職業実践力育成プログラム</small> 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 	<p><u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (※2) ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 	<p><u>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等

(注) 講座数は2024年4月時点、受給者数は2023年度実績（速報値）。(※1) 2024年10月1日以降に受講開始した者について適用。

3 教育訓練給付制度の概要（国の給付金、県の奨励金）について

- ★ 労働者が主体的に、教育訓練を受講（自発的な学び直し）し、終了した場合に、受講費用の一定割合を雇用保険により支給。
- ★ 対象となる教育訓練は、レベル等に応じて、**専門実践教育訓練**、**特定一般教育訓練**、**一般教育訓練**の3種類に分けて厚生労働大臣が指定。それぞれの支給割合に応じた給付を行う。
- ★ **専門実践教育訓練**にあつては、修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合に上乗せで支給を行うほか、秋田県の「**秋田県スキルアップ促進奨励金**」による上乗せ措置を実施。

	専門実践教育訓練給付 ＜中長期的キャリア形成＞	特定一般教育訓練給付 ＜速やかな再就職及び早期のキャリア形成＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進＞
支給対象者	<p style="text-align: center;">在職者又は離職後1年以内（※1） かつ 雇用保険の被保険者期間3年以上（※2）</p> <p>※1：妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内の者も含まれる。 ※2：初回の場合、専門実践教育訓練給付は2年以上、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は1年以上の場合も対象者となる。</p>		
受給内容	← 受講費用の一定割合を支給 →		
支給割合	<p>50%(上限年間40万円) *6か月ごとに支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20% (上限年間16万円) 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の10% (上限年間8万円) 	<p>40% (上限20万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の10% (上限5万円) 	<p>20%(上限10万円)</p> <p>教育訓練給付制度の詳細は、厚生労働省HPをご確認ください。 2次元コード</p> 
奨励金 (秋田県)	<p>県奨励金対象外</p>		
対象となる主な資格・試験	<p>上乗せ措置 ＜秋田県スキルアップ促進奨励金＞</p> <p>申請受付: 令和6年4月16日～令和7年2月28日</p> <p>(注) 専門実践教育訓練給付金支給決定額の2分の1を上乗せ支給 (限度額5万円)</p> <p>詳細は、美の国あきたネットをご確認ください。 2次元コード</p> 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ITSSレベル3以上(120時間以上)の資格取得を目指す講座(シスコ技術者認定資格等) ○職業実践専門課程(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など) ○職業実践力育成プログラム(保健、社会科学、工学・工業など) ○第四次産業革命スキル習得講座 ○キャリア形成促進プログラム(医療、文化教養、商業実務関係) ○専門職学位(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など) ○介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む) ○社会福祉士 ○保育士 	<ul style="list-style-type: none"> ○短時間の職業実践力育成プログラム(人文科学・人文) ○短時間のキャリア形成促進プログラム(文化教養関係) ○大型自動車第一種・第二種免許 ○中型自動車第一種・第二種免許 ○大型特殊自動車免許 ○準中型自動車第一種免許 ○普通自動車第二種免許 ○フォークリフト運転技能講習 ○けん引免許 ○車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン ○看護師、准看護師、助産師 ○精神保健福祉士、はり師、柔道整復師、歯科技工士 ○理学療法士、作業療法士 ○言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、保健師、調理師 ○美容師、理容師 ○あん摩マッサージ指圧師 ○主任介護支援専門員研修 ○介護支援専門員実務研修 ○介護福祉士実務者研修 ○介護職員初任者研修 ○特定行為研修 ○喀痰吸引等研修 ○福祉用具専門相談員 ○登録販売者 ○衛生管理者免許試験 ○ITSSレベル3以上(120時間未満)の資格取得を目指す講座 ○高所作業車運転 ○床上操作式クレーン ○不整地運搬車運転技能講習 ○移動式クレーン運転士免許 ○クレーン・デリック運転士免許 ○電気主任技術者試験 ○建築士 ○技術士 ○土木施工管理技術検定 ○建築施工管理技術検定 ○管工事施工管理技術検定 ○司書・司書補 ○産業カウンセラー試験 ○公認内部監査人認定試験 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語教育能力検定試験 ○実用英語技能検定 ○TOEIC、VERSANT ○建設設業経理検定 ○修士・博士履修証明 ○科目等履修生 ○IT/パスポート ○WCAD利用技術者試験

※赤い点線枠内 [] は、専門実践教育給付、特定一般教育訓練給付、一般教育給付のそれぞれ重複して指定講座になっている資格・試験を表示している。

(注) 講座数は2024年4月時点、受給者数は2023年度実績(速報値)。(※1) 2024年10月1日以降に受講開始した者について適用。

4 教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など

専門実践教育訓練給付
 最大で受講費用の80%〔年間上限64万円〕を受講者に支給（※1）

特定一般教育訓練給付
 受講費用の50%〔上限25万円〕を受講者に支給（※2）

一般教育訓練給付
 受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

※1 2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の70%（年間上限56万円）を支給
 ※2 2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の40%（上限20万円）を支給

輸送・機械運転関係

- 大型自動車第一種・第二種免許
- 中型自動車第一種・第二種免許
- 大型特殊自動車免許
- 準中型自動車第一種免許
- 普通自動車第二種免許
- フォークリフト運転技能講習
- けん引免許
- 車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
- 移動式クレーン運転士免許
- クレーン・デリック運転士免許
- 一等無人航空機操縦士

情報関係

- 第四次産業革命スキル習得講座
- ITSSレベル3以上の資格取得を目指す講座（シスコ技術者認定資格等）
- ITSSレベル2の資格取得を目指す講座（基本情報技術者試験等）
- ITパスポート
- Webクリエイター能力認定試験
- Illustratorクリエイター能力認定試験
- CAD利用技術者試験

専門的サービス関係

- キャリアコンサルタント
- 社会保険労務士試験
- ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
- 行政書士、税理士
- 中小企業診断士試験
- 通関士、マンション管理士試験
- 司法書士、弁理士
- 気象予報士試験
- 土地家屋調査士
- 司書・司書補
- 産業カウンセラー試験
- 公認内部監査人認定試験

事務関係

- 登録日本語教員
- Microsoft Office Specialist 365 VBAエキスパート
- 簿記検定試験（日商簿記）
- 日本語教員、IELTS
- 日本語教育能力検定試験
- 実用英語技能検定（英検）
- TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
- 中国語検定試験
- HSK漢語水平考試
- 「ハングル」能力検定
- 建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

- 介護福祉士（介護福祉士実務者研修を含む）
- 社会福祉士
- 保育士
- 看護師、准看護師、助産師
- 精神保健福祉士、はり師
- 柔道整復師、歯科技工士
- 理学療法士、作業療法士
- 言語聴覚士、栄養士
- 管理栄養士、保健師
- 美容師、理容師
- あん摩マッサージ指圧師
- きゅう師、臨床工学技士
- 視能訓練士
- 臨床検査技師
- 主任介護支援専門員研修
- 介護支援専門員実務研修
- 介護職員初任者研修
- 特定行為研修
- 喀痰吸引等研修
- 福祉用具専門相談員
- 登録販売者
- 衛生管理者免許試験
- 医療事務技能審査試験
- 医療事務認定実務者（R）試験
- 調剤薬局事務検定試験
- 健康管理士一般指導員資格認定試験
- メンタルヘルス・マネジメント検定試験

営業・販売関係

- 調理師
- 宅地建物取引士資格試験
- インテリアコーディネーター
- パーソナルカリリスト検定
- ソムリエ呼称資格認定試験
- 国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係

- 測量士補、電気工事士
- 航空運航整備士
- 自動車整備士
- 海技士
- 電気主任技術者試験
- 建築士
- 技術士
- 土木施工管理技術検定
- 建築施工管理技術検定
- 管工事施工管理技術検定
- 電気通信工事担任者試験

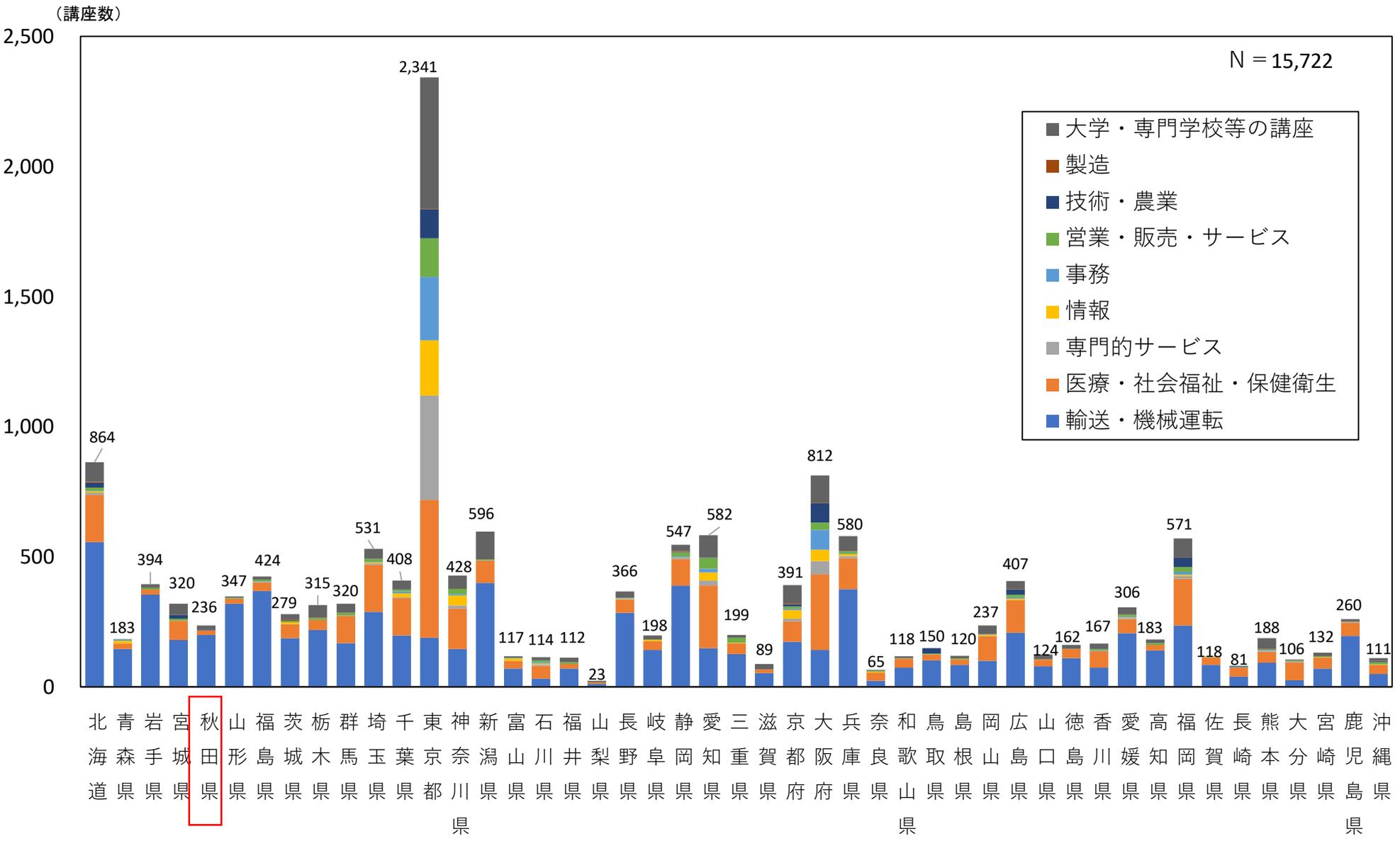
製造関係

- 製菓衛生師
- パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

- 職業実践専門課程（商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など）
- 職業実践力育成プログラム（保健、社会科学、工学・工業など）
- キャリア形成促進プログラム（医療、文化教養、商業実務関係）
- 専門職学位（ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など）
- 短時間の職業実践力育成プログラム（人文科学・人文）
- 短時間のキャリア形成促進プログラム（文化教養関係）
- 修士・博士履修証明科目等履修生

5 指定講座の状況（訓練機関の所在地・分野別）（令和6年4月1日時点）



※ 訓練機関の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開講している場合、開講箇所数に関わらず訓練機関の所在する都道府県に1講座計上している。

資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

6 指定講座の状況（分野別）（令和6年4月1日時点）

- 全体で約1万6千講座を指定しており、分野別にみると最も多い「輸送・機械運転関係」が全体の約5割を占める。次いで「医療・社会福祉・保健衛生関係」「大学・専門学校等の講座関係」の順に多くなっている。
- 通信講座（e-ラーニング含む）は全体では約2割だが、「医療・社会福祉・保健衛生関係」では約6割、「技術関係」「専門的サービス関係」の講座では約4割と通信講座の割合は高くなっている。

分野	講座数				通信講座（e-ラーニング含む）		土日（※1）		夜間（※1）	
	専門実践	特定一般	一般	計	講座数	割合	講座数	割合	講座数	割合
輸送・機械運転関係	0	295	7,647	7,942	-	-	7,648	96.3%	7,148	90.0%
医療・社会福祉・保健衛生関係	1,440	347	1,956	3,743	2,328	62.2%	211	5.6%	163	4.4%
専門的サービス関係	22	0	540	562	244	43.4%	286	50.9%	277	49.3%
情報関係	165	11	271	447	134	30.0%	239	53.5%	220	49.2%
事務関係	0	0	406	406	86	21.2%	293	72.2%	288	70.9%
営業・販売関係	295	7	183	485	131	27.0%	95	19.6%	115	23.7%
技術関係	19	3	305	327	125	38.2%	136	41.6%	78	23.9%
製造関係	11	0	20	31	11	35.5%	0	0.0%	1	3.2%
大学・専門学校等の講座関係（※2）	1,020	42	717	1,779	117	6.6%	613	34.5%	580	32.6%
合計	2,972	705	12,045	15,722	3,176	20.2%	9,521	60.6%	8,870	56.4%

（※1）：「土日」「夜間」のカリキュラムが含まれる講座（例：土日や夜間のみ開講する場合や、土日、夜間を選択することができる場合を含む）。

（※2）：専門実践、特定一般では、文部科学大臣認定講座（職業実践専門課程、職業実践力育成プログラム、キャリア形成促進プログラム）として審査、指定したものを計上。一般では、修士もしくは博士の学位等の取得を目標とした講座として審査、指定したものを計上。

7 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和4年度）

○ 居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万7千人となっており、最も多い東京では約1万8千人で全体に占める受給者割合は約15%となっている。

○ 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額（2022年度）

都道府県番号	都道府県名	2022年度				都道府県番号	都道府県名	2022年度					
		専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般＋一般			支給額（千円）	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般＋一般（受給者数）	支給額（千円）
1	北海道	1,380	3,431	389,441	3,816	138,367	25	滋賀県	318	702	99,725	726	23,206
2	青森県	234	702	73,896	595	20,004	26	京都府	642	1,741	289,030	1,616	63,164
3	岩手県	295	605	55,629	983	31,724	27	大阪府	3,002	8,051	1,208,116	5,905	238,923
4	宮城県	407	1,094	160,285	1,354	50,481	28	兵庫県	1,709	4,403	620,135	3,803	132,518
5	秋田県	178	411	31,559	588	15,223	29	奈良県	378	926	116,608	681	25,590
6	山形県	155	409	43,506	702	22,148	30	和歌山県	174	385	42,780	637	21,433
7	福島県	271	707	84,568	1,118	40,682	31	鳥取県	89	273	36,817	344	10,887
8	茨城県	612	1,677	216,920	1,448	54,191	32	島根県	121	353	43,623	373	10,514
9	栃木県	454	1,196	149,356	1,182	36,304	33	岡山県	408	1,020	120,145	1,223	42,922
10	群馬県	508	1,554	197,209	1,218	38,462	34	広島県	699	1,902	219,840	1,935	74,988
11	埼玉県	2,316	6,205	979,814	5,019	186,810	35	山口県	268	724	73,401	725	25,078
12	千葉県	1,605	4,397	663,289	3,885	153,299	36	徳島県	146	339	38,071	425	15,239
13	東京都	6,349	17,303	3,125,375	11,456	601,181	37	香川県	268	916	125,619	559	18,529
14	神奈川県	3,503	8,522	1,297,631	6,501	284,120	38	愛媛県	422	996	110,033	787	28,486
15	新潟県	343	888	128,356	1,672	59,357	39	高知県	121	450	66,650	420	15,420
16	富山県	152	301	32,304	537	16,615	40	福岡県	1,650	4,912	656,617	2,902	109,967
17	石川県	222	554	58,305	461	15,666	41	佐賀県	298	1,148	135,329	350	12,324
18	福井県	166	333	26,327	516	17,162	42	長崎県	314	894	93,452	449	15,567
19	山梨県	126	354	40,548	269	6,629	43	熊本県	418	1,257	146,517	1,060	34,736
20	長野県	380	885	97,055	1,315	38,635	44	大分県	271	830	99,166	564	17,917
21	岐阜県	285	985	123,481	1,032	34,660	45	宮崎県	294	923	105,227	544	16,143
22	静岡県	796	1,894	216,841	2,239	77,780	46	鹿児島県	457	1,328	155,077	720	24,809
23	愛知県	1,848	4,766	717,814	4,988	187,616	47	沖縄県	511	1,743	240,269	564	19,877
24	三重県	343	912	115,924	1,076	37,052		全国計	35,906	96,301	13,829,376	81,282	3,162,912

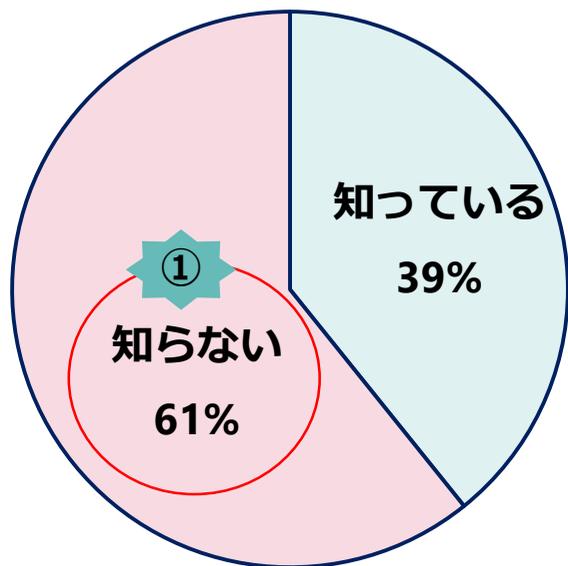
（※1）（※2）：専門実践教育訓練給付は6月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2022年度に1回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2022年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。

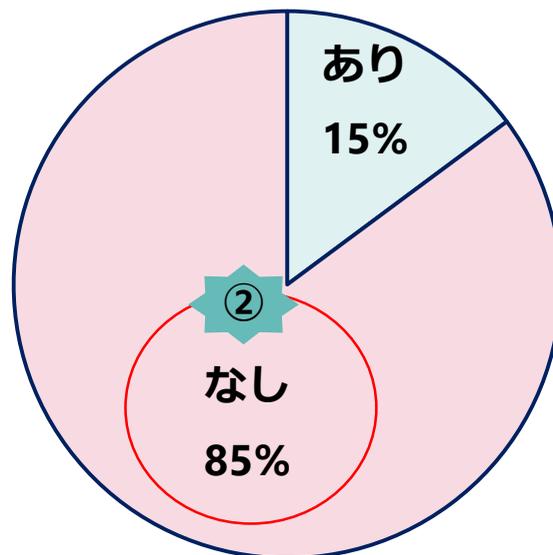
8 教育訓練給付制度の認知度及び利用希望について

- 教育訓練給付制度の認知度は4割弱となっている（「知らない」61%）
- 「制度利用経験なし」が85%
- 当該制度を「知らない」、「制度利用経験なし」のうち「利用希望者なし」80%
（利用希望者が20%と少ない）

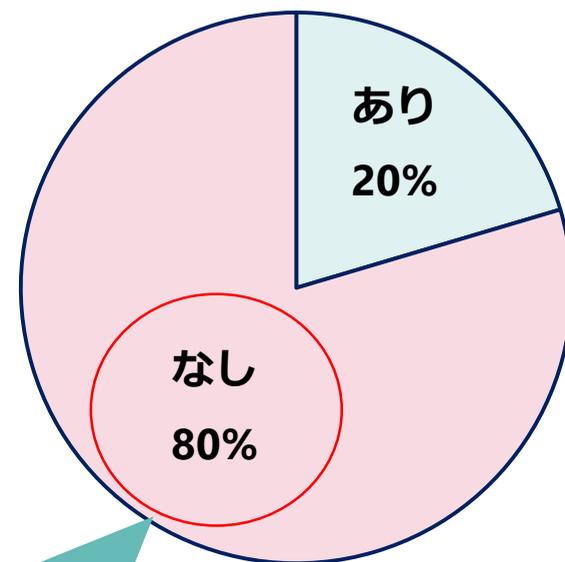
教育訓練給付制度
の認知度



制度利用経験の有無



利用希望の有無



① + ②の合計のうち
制度利用希望なしの割合

9 教育訓練給付制度による受講希望講座、希望しない理由など

【利用しない理由など】

- ・受講しながらの**生活が厳しい**
- ・早く仕事を見つけない
- ・自分のやりたいことがまだわからない
- ・**在職中のため**。退職したら希望したい
- ・早く定職に就きたい
- ・希望する職種が決まっている
- ・仕事が忙しくて時間がない
- ・家庭の事情で**1日の訓練受講が難しい**
- ・**希望職種での講座がない**
- ・**受講したいと思う講座がない**
- ・**制度の詳細がわからない**

【受講したい講座など】

- ・ネイルやプログラミング
- ・医療事務、パソコン
- ・実技や実践で自信を身につけられる講座
- ・土木関係の講座
- ・建設機械の講座
- ・CAD（建築）

＜現状や課題＞

- ①制度の認知度が低い
- ②特に在職者への周知が課題
- ③受講しながらの収入確保
- ④希望講座の確保

＜秋田労働局の取組＞

- 教育訓練機関等へ講座指定申請勧奨
- 教育訓練給付制度の周知強化

＜厚生労働省の取組＞雇用保険法改正等

- 教育訓練給付金の給付率引き上げ
- 教育訓練休暇給付金の創設

（労働者が生活費への不安なく教育訓練受講）

10 秋田労働局の取組状況と今後の展開（その1）

○教育訓練機関等へ講座指定申請勧奨

～県内教育訓練機関等を訪問し、講座申請勧奨及びヒアリング

【ヒアリングにおける課題確認】医療系専門学校、美容系専門学校、IT分野、介護分野

- ・ 少子高齢化により受講者確保が課題となっているため、制度活用のメリットは理解している。
- ・ 講座指定申請の事務手続きを行う余裕がない。
- ・ 講座指定を受けても、講座の周知活動に不安がある。



【対策】講座指定申請勧奨動画の周知



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 人材開発 > 教育訓練給付制度 > 教育訓練給付の講座指定について

雇用・労働 教育訓練給付の講座指定について

- 重要なお知らせ
- 現在指定を受けている講座について
- 講座指定を受けたい施設の方へ
- 現在講座指定を受けている施設の方へ
- お問い合わせ先

- 専門実践教育訓練講座の申請手続について
- 特定一般教育訓練講座の申請手続について
- 一般教育訓練講座の申請手続について
- 教育訓練給付の講座指定等に関するQ&A



教育訓練機関のみなさまに向けて、教育訓練給付制度のご案内動画を作成しました！

教育訓練給付制度を活用している教育訓練機関のみなさま、これから活用を考えている教育訓練機関のみなさま是非、一度ご覧ください。

【教育訓練機関のみなさまへ】教育訓練給付制度のご案内（動画）
※教育訓練機関向けに教育訓練給付制度の概要を紹介するショート動画（2分19秒）です。



【教育訓練機関のみなさまへ】教育訓練給付制度 講座指定申請手続のご案内（動画）
※講座指定を受けたことのない教育訓練機関向けに教育訓練給付制度の講座指定申請手続の流れや書類作成のイメージを紹介する動画（23分35秒）です。



10-2 秋田労働局の取組状況と今後の展開（その2）

○教育訓練給付制度の周知強化

【現状と課題】

- ハローワーク利用者へのアンケート調査においては、教育訓練給付制度の認知度が4割弱となっており、なかには、在職者は対象とならないとの勘違いもあった。
- 生産性向上や自発的スキルアップに活用できる教育訓練給付制度を効果的に周知することが課題となっている。



【対策】周知強化

- 局ホームページやSNS、Web広告などで効果的な広報を行う（**動画を活用**）。
- 事業主へ生産性向上のメリットを伝えつつ、従業員への活用提案勧奨を依頼（ハローワークシステム・求人者マイページを効果的に活用した周知に取り組む）。



教育訓練給付制度



改正の趣旨

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 雇用保険の適用拡大【雇用保険法、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】

- 雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大する(※1)。
※1 これにより雇用保険の被保険者及び受給資格者となる者については、求職者支援制度の支援対象から除外しない。

2. 教育訓練やり・スキリング支援の充実【雇用保険法、特別会計に関する法律】

- ① 自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする(※2)。
※2 自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則2か月としているが、1か月に短縮する(通達)。
- ② 教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる(※3)。
※3 教育訓練受講による資金増加や資格取得等を要件とした追加給付(10%)を新たに創設する(省令)。
- ③ 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設する。

3. 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保【雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

- ① 育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置(※4)を廃止する。
※4 本来は給付費の1/8だが、暫定措置で1/80とされている。
- ② 育児休業給付の保険料率を引き上げつつ(0.4%→0.5%)、保険財政の状況に応じて引き下げ(0.5%→0.4%)られるようにする(※5)。
※5 ①・②により、当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。

4. その他雇用保険制度の見直し【雇用保険法】

- 教育訓練支援給付金の給付率の引下げ(基本手当の80%→60%)及びその暫定措置の令和8年度末までの継続、介護休業給付に係る国庫負担引下げ等の暫定措置の令和8年度末までの継続、就業促進手当の所要の見直し等を実施する。

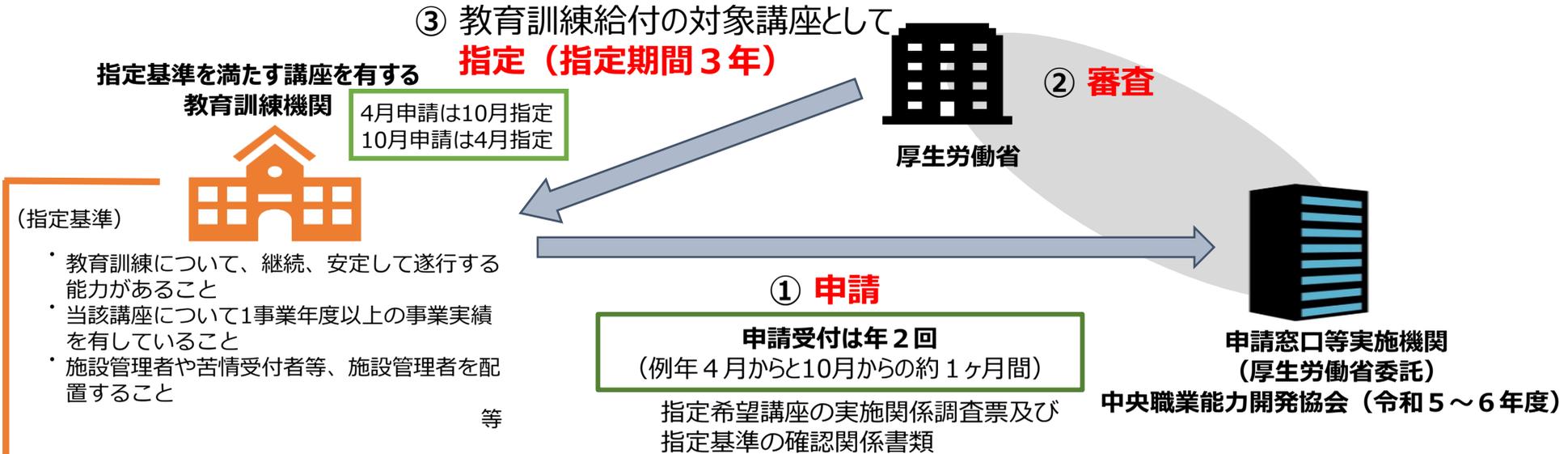
等

施行期日

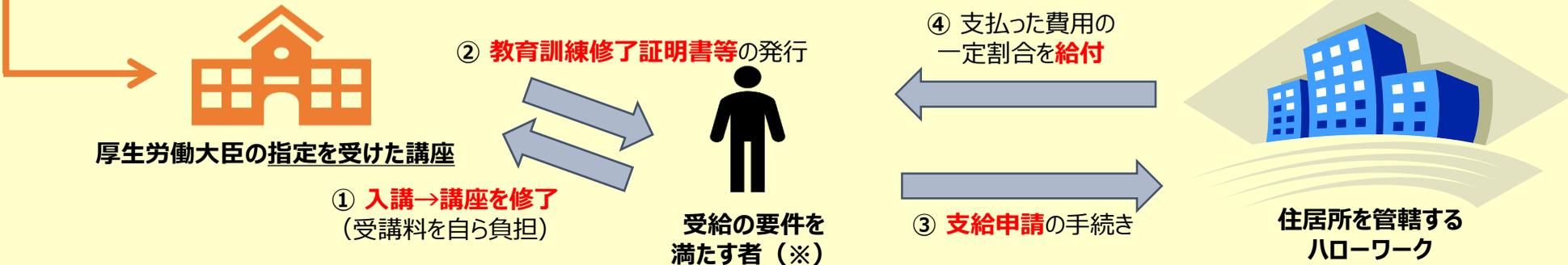
令和7年4月1日(ただし、3①及び4の一部は公布日、2②は令和6年10月1日、2③は令和7年10月1日、1は令和10年10月1日)

(参考) 教育訓練給付の指定申請等の概要

1. 教育訓練給付の**対象講座**になるまでの流れ



2. 教育訓練給付を**受給**するまでの流れ



(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

議題（6）

令和7年度における職業訓練計画の方向性について

<資料目次>

- 1 秋田県職業訓練実施計画の策定に向けた方向性について（案）…………… P1
- 2 （資料No3）P.13「6ヒアリング結果等に基づく効果検証結果」より…………… P2
- 3 参考：応募者確保の効果が出了た取り組み（秋田局）…………… P3
- 4 参考：令和7年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）その1…………… P4
- 5 参考：令和7年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）その2…………… P5
- 6 参考：公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成とデジタルリテラシーの向上促進…………… P6
- 7 参考：非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施…………… P7

1 秋田県職業訓練実施計画の策定に向けた方向性について（案）

1 公的職業訓練効果検証結果を踏まえた策定（介護分野）

資料№3（P13）「今後の取組」により説明～次ページにも掲載

2 職業訓練実施状況における課題を踏まえた策定

○介護分野の職業訓練は、就職率が高いが、応募倍率や定員充足率が低い

→ 上記1の取組と同じ

○IT分野の職業訓練は、応募倍率も高く人気があるが、就職率が低いコースもある

→ 受講前施設見学や、job tag（職業情報提供サイト）活用によるIT分野理解促進

→ 「IT分野訓練修了者歓迎求人」の確保や、eラーニング受講者の就職支援強化

3 昨今の地域人材ニーズ及び全国的な課題を踏まえた策定

○訓練計画数と訓練実施が乖離している

○委託訓練の受講者が減少傾向

→ 昨年度同様に、受講実績や地域事情に合わせた訓練計画数を検討する

→ 昨年度同様に、ハローワークにおける適切な受講あっせん及び就職支援

→ 他局好事例を踏まえ、職業訓練情報の周知広報を充実させる

4 上記1～3に関して、本協議会による意見や提案を踏まえて策定

(資料№3) P.13 「6 ヒアリング結果等に基づく効果検証結果」 より

番号	検証項目	主な意見（期待する取組や希望等）			今後の取組（一部取組調整中）
		訓練実施機関	訓練修了者	採用企業	
1	<p>【訓練内容等】</p> <p>訓練内容や訓練制度に課題はないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 短時間希望の高齢者が増加すると就職率が低下 職場見学等による理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 実技や実習の充実 幅広い職務内容について学びたい 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション能力 PC入力スキルが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等の受講に係る委託費加算等（本省へ要望） 職場実習を含むデュアル型の訓練の実施 福祉用具専門相談員に係る内容を含む訓練の実施 PC操作に係る内容の充実
2	<p>【就職支援】</p> <p>効果的な就職支援が行えているか。採用後の活躍場面は明確か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就職に向けた不安解消（介護職理解に向けた取組） 介護施設へ就職後の定着が課題 	<ul style="list-style-type: none"> 働き方を工夫すれば高齢でも就労可能 訓練を受講するだけでは職務内容や適性に不安がある 待遇の割に重労働 	<ul style="list-style-type: none"> 就職後までイメージしやすい工夫 高齢者雇用の可能性はある 	<ul style="list-style-type: none"> 介護施設の訓練前や応募前見学（オンライン含む）の実施 求職者ニーズに合わせた求人条件緩和交渉ときめ細かな就職支援
3	<p>【受講者確保】</p> <p>介護分野を目指す人材を確保できているか。高齢者の就業機会は望めるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の協力を得る等による広報強化 受講者の高齢化へ対応 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練に興味は一定程度あるが、施策等の認知度は低い 高齢者の就業の可能性は高い 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な広報活動が必要 人材不足のため高齢者も雇用したい 	<ul style="list-style-type: none"> 10-Work職員研修の充実 職業訓練情報の広報強化（Web広告の活用等） 地方自治体や関係機関へ広報協力依頼 介護系セミナーの拡充 シルバー人材センターと連携した受講促進

<参考> 応募者確保の効果が出た取り組み（秋田局）

応募者枠	応募者数	辞退者数	選考予定者数	応募率
42名	45名	0名	45名	107.14%

秋田県と訓練の重複回避 を調整

- 令和5年10月10日付け厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室長補佐事務連絡より指示された「令和6年度公共職業訓練（委託訓練）の計画数調査について（依頼）」に基づき、**10月頃**、計画数を調整する際、**介護労働講習の開催時期を考慮し**、令和6年度の介護分野の訓練計画数の削減及び募集時期の**重複回避を県に働きかけた**。
- その結果、令和5年度に募集期間が重複していた介護実務者研修科（委託）（秋田市開催）の募集時期が**1か月半後ろ倒し**となり、介護労働講習との募集期間重複を避けることができ、受講希望者を確保することができた。

PR方法

- 秋田所におけるデジタルサイネージの活用
- 所内給付課のフロアモニターで介護労働講習の案内を流した（写真①）

説明会

- **昨年度2月中旬から連続して介護労働講習説明会**を実施
- 介護労働安定センターで開催する介護労働講習の説明会について、説明会の案内及び申込書（写真②）を認定日に来所した受給者全員に給付課の窓口で配布

写真①



写真②

令和6年度介護労働講習（実務者研修を含む）説明会のご案内

介護労働安定センター秋田支部では、令和6年度も介護労働講習(実務者研修を含む)を開講することになりました。このため、下記のとおり事前説明会を開催いたしますので、お申込みをお待ちしております。

★この説明会は、雇用保険失業給付の求職活動として申請できます。

★受講された方には「セミナー等受講証明書」を発行しますので、後日官報ハローワークへご提出ください。

【説明会の内容・定員各回7名】

- 介護の仕事について～「どんな仕事がある？どんな働き方があるの？」をお伝えします。
 - 介護現場で働く魅力とは～現場で活躍している方々の声をお届けします。
 - 介護の資格について～無資格・未経験の方の資格取得、実務経験者のスキルアップについて！
 - 介護労働講習受講(実務者研修を含む)の受講について～講習内容を説明します。
- ご希望の方は、介護・福祉の仕事に関する個別相談にも応じますのでお申し出ください。

【開催会場】

(公財)介護労働安定センター秋田支部 小研修室
秋田市御所野下堀5-1-1 秋田県中央地区老人福祉総合エリア内
建物敷地内に無料駐車場がありますので、ご利用ください。

【開催日時】

下記日程表をご覧の上、お申し込み時にご希望日をご確認ください。

説明会日程表			
開催番号	日付	開催番号	日付
①	2月13日(火)	⑥	4月30日(火)
②	2月27日(火)	⑦	5月14日(火)
③	3月12日(火)	⑧	5月28日(火)
④	3月26日(火)	⑨	6月4日(火)
⑤	4月16日(火)		
開催時間 各回 午後1時30分～2時30分			

【申し込み方法】下記のいずれかで、お申込みください。

● 電話でのお申し込み 018-853-5177(電話受付時間 平日8:30～17:00)

● この際「氏名・希望開催番号・管轄ハローワーク」をお聞かせください。

氏名・希望開催番号・管轄ハローワークを記載し、



介護労働安定センターより

- ◆ 募集の締切りを延長していただいたことで、開講直前に応募者数を伸ばすことができました。
- ◆ 応募者の7割が講習説明会の参加者であり、また、説明会の参加を就職活動実績としていただいたことが、応募の増加に繋がりました。
- ◆ 来年度は、デジタルサイネージを意識した介護労働講習の案内や職種転換を検討される求職者にも理解しやすい内容の広報ツールを検討致します。

＜参考＞ 令和7年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）～その1

令和6年度計画の実施方針と取組状況

令和6年度実施計画（実施方針）

課題	実施方針
①応募倍率が低く、就職率が高い分野がある。 「介護・医療・福祉分野」	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練見学会等への参加に係る積極的な働きかけ。 ・訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化。 ・特に委託訓練については、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報の実施。
②応募倍率が高く、就職率が低い分野がある。 「IT分野」 「デザイン分野」	<ul style="list-style-type: none"> ・一層のコース設定促進。 ・デザイン分野は求人ニーズに即した訓練内容かどうかの検討。 ・ハローワーク窓口職員の知識の向上。 ・事前説明会や見学会の機会確保。 ・訓練修了者歓迎求人等の確保。
③委託訓練の計画数と実績が乖離しており、さらに令和4年度は受講者が減少。	<ul style="list-style-type: none"> ・開講時期の柔軟化。 ・受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮。 ・効果的な周知広報の実施。
④デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル分野への重点化。 ・一層のコース設定促進。

令和6年度取組状況

委託訓練について、都道府県に対し、開講時期の柔軟化や受講選考期間の短縮、各種SNS等による効果的な周知広報等について配慮を依頼。

地域協議会の公的職業訓練効果検証ワーキンググループによる効果検証結果を全国に情報共有。

デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ等により、職業訓練の設定を促進。

ハローワークにおいて、デジタル分野の適切な受講あっせん等に向け、訓練窓口職員の知識の向上、訓練実施施設による事前説明会・見学会の機会確保、訓練修了者歓迎求人等の確保を推進。

都道府県に対し、開講時期の柔軟化や受講選考期間の短縮、各種SNS等による効果的な周知広報等について配慮を依頼。
【再掲】

デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ等により、職業訓練の設定を促進。
【再掲】

委託訓練及び求職者支援訓練について、訓練分野の特性を踏まえたデジタルリテラシーの向上促進

<参考> 令和7年度全国職業訓練実施計画の策定に向けた方針（案）～その2

令和6年度計画に挙げた課題と令和5年度の実施状況

評価・分析

令和7年度の公的職業訓練の実施方針（案）

**応募倍率が低く、
就職率が高い分野**

介護・医療
福祉分野

【委託訓練】

応募倍率が更に低下し69.4%。就職率は横ばい。

【求職者支援訓練】

応募倍率が横ばいの69.8%。就職率は向上。

**応募倍率が高く、
就職率が低い分野**

IT分野・
デザイン分野

【委託訓練】

- ・IT分野：応募倍率、就職率ともに低下。
- ・デザイン分野：応募倍率が著しく低下。就職率は横ばい。

【求職者支援訓練】

- ・IT分野：応募倍率が低下、就職率は向上。
- ・デザイン分野：応募倍率が低下。就職率は向上。

応募倍率	両訓練ともに約70%であり、応募倍率の上昇に向け、引き続き 改善の余地 がある。【A】
就職率	比較的 高水準 で推移。

応募倍率	特に委託訓練におけるデザイン分野について、高応募倍率が 大幅に解消・改善傾向 。
就職率	両分野における 就職率は56～69% で比較的低調であり、引き続き 改善の余地 がある。【B】【C】

A 令和6年度計画に引き続き、訓練コースの内容や効果を踏まえた**受講勧奨の強化**が必要。

委託訓練についてはDの措置も併せて実施。

B 令和6年度計画に引き続き、求人ニーズに即した**効果的な訓練内容であるかどうかの検討**を行う。

C 令和6年度計画に引き続き、就職率向上のため、**受講希望者のニーズに沿った適切な訓練を勧奨**できるよう、ハローワーク訓練窓口職員の知識の向上や、事前説明会・見学会の機会確保を図る。

また、**訓練修了者の就職機会の拡大**に資するよう、訓練修了者歓迎求人等の確保を推進するなどの取組推進が必要。

委託訓練の計画数と実績に乖離あり。
令和5年度も同様の傾向。

D 令和6年度計画に引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、**受講者数増加に向けた取組**が必要。

E 就職率に加えて、訓練関連職種に就職した場合の処遇といった観点も踏まえた**求職者の希望に応じた受講あっせんを強化**する。

デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在が課題。

F 引き続き、**デジタル分野への重点化**を進め、**一層の設定促進**が必要。

公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成とデジタルリテラシーの向上促進

令和7年度概算要求額 556億円 (540億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	9/10		
			1/10

1 事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せをするほか、②オンライン訓練においてパソコン等の貸与に要した経費を委託費等の対象とすることにより、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国87箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、在職者に対して実施する③DXに対応した生産性向上支援訓練の機会を拡充し、中小企業等のDX人材育成を推進する。加えて、④デジタル分野以外の訓練コースにおいてもDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、質的拡充を図る。

2 事業の概要

令和5年度事業実績（速報値）：公共職業訓練（委託訓練）9,788人／求職者支援訓練14,915人／生産性向上支援訓練13,682人

①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ

- DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする（IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ）
- 企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を1人当たり2万円上乗せする

②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、1人当たり月1.5万円を上限に委託費等の対象とする

③生産性向上支援訓練（DX関連）の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（DX関連）の機会を拡充する（+3,000人）【拡充】

④デジタルリテラシーの向上促進

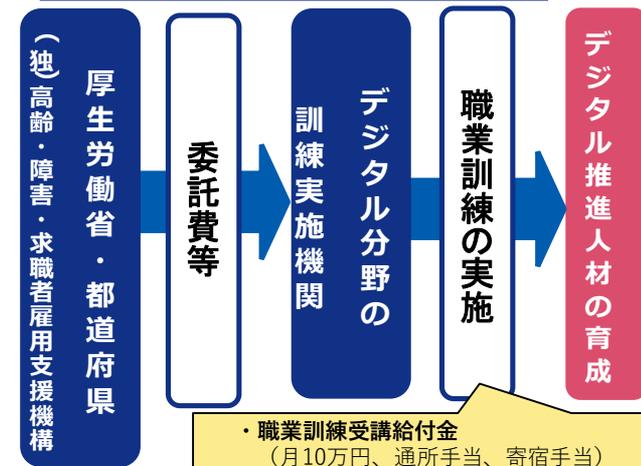
デジタル分野以外の全ての公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の訓練コースにおいて、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーを身に付けることができるよう、訓練の質的拡充を図る。

※①～②は令和8年度末までの時限措置

3 訓練コースの質・量の確保の取組

訓練コースの質・量の確保のため、デジタル分野の訓練を含む公共職業訓練（委託訓練）の知識等習得コース及び求職者支援訓練の委託費等の単価を1人当たり月3,000円引き上げる【拡充】

4 スキーム・実施主体等



非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業の実施

令和7年度概算要求 3.1億円 (3.1億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1 事業の目的

変化の激しい企業のビジネス環境に対応するために労働者のスキルアップが求められている中で、正社員に対してOFF-JTを実施した事業所割合が71.4%に対し、正社員以外に対しては28.3%と、正社員以外の労働者の能力開発機会は少ない状況にあり、非正規雇用労働者等が働きながらでも学びやすく、自らの希望に応じた柔軟な日時や実施方法による職業訓練を受講できるような仕組みを構築し、非正規雇用労働者等のリ・スキリングを支援することが必要である。

このため、在職中の非正規雇用労働者等の受講を前提とした様々な受講日程、実施手法等の職業訓練を引き続き試行的に、非正規雇用労働者等に対して提供する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 試行事業の実施

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において、非正規雇用労働者等を対象とした職業訓練を民間教育訓練機関等への委託により実施し、好事例となる取組を収集する。

(2) 試行事業の内容等

ア 対象者

主に非正規雇用労働者 720名

イ 実施方法等

受講継続等に効果的であるスクーリング形式と、場所や時間を問わず受講しやすいオンライン（オンデマンド、同時双方向）形式を効果的に組み合わせて実施することを想定。

ウ 総訓練時間・受講可能期間

150時間程度。受講可能期間最大6か月

エ 受講継続等の支援策

実施機関において、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を担当制で行う学習支援者の配置等を実施。

3 実施主体等

